

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和5年度開設用)

<別冊>

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

目次

V. 参考	1
1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）	1
(1) 教育職員免許法（抄）【平成31年4月1日現在】	1
(2) 教育職員免許法施行規則（抄）【令和3年8月4日現在】	4
2. 各科目の名称例について	17
3. Q&A（よくある質問と回答）	21
4. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抜粋）	43
5. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）	55
6. 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（平成29年11月17日通知）（抄）	56
7. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知）	57
8. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（令和3年4月13日通知）（抄）	64
9. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年5月7日通知）	66
10. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年8月4日通知）	74
11. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）	86
12. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン	95
13. 在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について	106
14. 課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る令和4年度末までの事後調査について	108
15. 事後調査対応届に関する質問回答集（最終改定：令和元年11月11日）	120
16. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）	123
17. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）	129
18. 教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について	137
19. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について	146
20. 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について	151
21. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告	153
22. 外国人児童生徒等の教育を担う教員の養成・研修のモデルプログラムについて	154
23. 教職員のための学校安全eラーニング	155
24. 「StuDX Style」について	156
25. 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）	157
26. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）	177
27. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）	189

28. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について （通知）	192
29. 性の指導について	196
30. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等	197
31. 成年年齢引き下げを踏まえた、学校教育における消費者教育の推進について	199
32. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）	200
33. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）	207
34. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】	209
35. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、 小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の 公示について（通知）	212
36. 小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知）	219
37. 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善 等について（通知）	221
38. 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）	227
39. 高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）	231
40. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	234
41. 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）	240
42. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）	242
43. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚園教育要領の全部を改 正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について （通知）	247
44. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援 学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領 の特例を定める告示等の公示について（通知）	254
45. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について	262
46. ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知）	272
47. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について （通知）	276
48. 公文書等における日本人の姓名のローマ字表記について（依頼）	281
49. 教員養成に係る各種計画等について	283
50. 薬害を学ぶための教育の充実	288
51. 参考情報	293
52. 学習指導要領に定める各教科等に係る教材や資料集等について	296

V. 参考

1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）

（教職課程認定関係条文抜粋）

（1）教育職員免許法（抄）【平成31年4月1日現在】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄	
			大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認

- めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	五六
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二二
二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭	四二	

		養成機関を卒業すること。	
		ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	
備考			
<p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p>			

別表第二の二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	四六
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	二二
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	一四
備考			
<p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>			

※一部条文を省略しています。

(2) 教育職員免許法施行規則(抄)【令和3年8月4日現在】

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等については、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項及び第三項(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準(昭和五十年文部省令第三十三号)第五条、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域に関する専門的事項	一	一	一
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	六	六	二
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
	第四欄	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	四	四	四
		幼児理解の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	第五欄	教育実習	五	五	五
教職実践演習		二	二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目	三八	一四	二	
備考					
<p>一 領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。)の単位の修得方法は、学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。</p> <p>二 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力</p>					

を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

- 三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
 - イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
 - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九～九の二 （略）
- 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 十一～十三 （略）
- 十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 十五 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
第五欄	実践教育に関する科目	教育実習	五	五	五	
		教職実践演習	二	二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二	

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、一単位以上修得するものとする（次条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 （略）

- 2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する科目	教科に関する専門的事項	二八	二八	一二
		指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	（六）〇	（六）〇	（三）六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	（六）〇	（六）〇	（四）六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	（三）五	（三）五	（三）五
			教職実践演習			
第六欄	独自に設定する科目		八二	四	四	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
 - イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
 - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
 - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
 - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、
 - ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
 - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
 - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
 - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
 - ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
 - ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号の場合において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八～九 （略）

- 2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二 四	二 四	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	（四） 一〇	（四） 一〇
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	（五） 八	（五） 八
			特別活動の指導法		
教育の方法及び技術					
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	（三） 三	（三） 三	
		教職実践演習			
第六欄	大学が独自に設定する科目		三 六	一 二	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

- へ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
 - ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
 - チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
 - リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
 - ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
 - ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
 - ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
 - ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理
 - カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業
 - ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
 - タ 工業 工業の関係科目、職業指導
 - レ 商業 商業の関係科目、職業指導
 - ソ 水産 水産の関係科目、職業指導
 - ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
 - ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
 - ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 - ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 四～六 （略）
- 七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類		
			特別支援学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	二	二	二
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	一六	一六	八
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			
	第三欄	特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育の特	五	五
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実践	三	三	三	

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四～五 （略）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

4～7 （略）

8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目	二 八	二 八	二 四	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	六	六	三
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	第五欄	養護実践に関する科目	養護実習	五	五	四
教職実践演習			二	二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		三 一	七	四	
備考						
一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。						
イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上						
ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上						
二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。						
三～五 （略）						
六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。						
イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						

ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		栄養に係る教育及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	栄養に係る科目		四	四	二
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
第四欄	指導、内容及び学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容	六	六	三	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	生徒指導の理論及び方法					
第五欄	実践に関する科目	栄養教育実習	二	二	二	
		教職実践演習	二	二	二	
第六欄	独自に設定する科目		二四			

備考

- 一 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得するものとする。
- 二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第二章 認定課程

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成する全ての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び専任兼任の別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十一条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 指定大学の名称
 - 二 当該指定大学を指定した日
 - 三 当該指定大学を指定した理由
- 3 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定大学について指定を取り消すものとする。
- 4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

- 2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。
- 3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大学設置基準第八条の二第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。
- 4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。
- 5 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学（以下この項において「構成大学」という。）は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうち他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。
- 6 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん 養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十二條の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定め違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないとき認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二條の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二條の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。
- 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。
- 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。
- 四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に

関すること。

五 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第二十二条の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第二十二条の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第二十三条 認定課程に関し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第三章 相当課程

第二十四条 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号ロの規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五条 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第百三十二条に規定するものに限る。）とする。

（略）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

（略）

附則

1～6 （略）

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。

2. 各科目の名称例について

○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第2欄 ・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	幼児と健康
		幼児と人間関係
		幼児と環境
		幼児と言葉
		幼児と表現
	各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。)	国語科教育法
		教科教育法(国語)
		初等教科教育法(国語)
		初等科教育法(国語科)
		社会科・地歴科教育法
		社会科・公民科教育法
		社会科・地歴科指導法
		社会科・公民科指導法
		中等教科教育法(社会・地歴)
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)
	保育内容総論	
	保育内容指導法(健康)	
	保育内容「人間関係」の指導法	
領域(環境)の指導法		
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論
		教育原理
		教育基礎論
		学校と教育の歴史
		教育学概論
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論
		教職原論
		教職論
		教職入門
		※ 保育者論
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行財政
		教育行財政論
		教育制度論
		学校制度論
		学校の制度
		教育の制度と経営
		教育行政学
		教育社会学
		学校教育社会学
		教育経営論
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学
		心身の発達と学習過程
		学習心理学
		学校教育心理学
		学習・発達論
		発達心理学
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論
		特別支援教育総論
		特別支援教育入門
		特別の教育的ニーズの理解とその支援
		特別のニーズ教育の基礎と方法
		※ 特別支援教育・保育概論
		※ 特別支援教育概論(障害児保育を含む)
		※ 特別な支援を要する子どもの理解と支援

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論
			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
			※ 保育カリキュラム論
			※ 保育・教育課程論
	※ 教育・保育課程論		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
			道徳教育の指導法
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
			総合的な探究の時間の指導法
		特別活動の指導法	特別活動論
			特別活動の指導法
			特別活動の理論と方法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術
		教育の方法及び技術	教育方法論
			教育方法学
			教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用
			情報通信技術活用論
			教育とICT活用
			ICT活用の理論と方法
			ICT活用の理論と実践
			教育におけるICT活用
			教育現場でのICT活用
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論
			生徒・進路指導論
			生徒指導の理論及び方法
		生徒指導の理論と方法	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	
		幼児理解の理論と方法	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	
		教育相談の基礎	
		教育相談の基礎と方法	
		教育相談の理論と方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	
		進路指導	
		進路指導・キャリア教育の理論と方法	
第5欄	教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導
			教育実習指導
		教育実習	教育実習 I～IV
		学校体験活動	学校体験活動
			学校インターンシップ
		教職実践演習	教職実践演習(幼稚園)
			教職実践演習(中・高)
	教職実践演習(養護教諭)		
	教職実践演習(栄養教諭)		
	※ 保育・教職実践演習(幼稚園)		

教育職員免許法施行規則に定める区分	科目名称例
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法
	学校栄養教育の理論と方法
	学校栄養指導論
	食育指導論
	食育指導の理論と方法
	食育実践論

○特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論 障害児教育総論 障害者教育概論 障害者基礎理論 障害者教育論 障害者発達教育論 障害者福祉論 特別支援教育総論 特別支援教育概論 特別支援教育基礎理論 特別支援教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 視覚障害者の心理・生理・病理 視覚障害児の心理・生理・病理 聴覚障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 視覚障害者教育論 視覚障害児教育論 視覚障害者教育課程論 視覚障害者指導法 視覚障害者指導論 視覚障害者教育方法論 視覚障害教育 聴覚障害者教育論 知的障害者教育論 肢体不自由者教育論 病弱者教育論
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 視覚障害者教育総論 聴覚障害者教育総論 知的障害者教育総論 肢体不自由者教育総論 病弱者教育総論 ※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。 重複障害・LD等の心理・生理・病理 重複障害児等の心理・生理・病理 言語障害者の心理・生理・病理 情緒障害者の心理・生理・病理 情緒障害者(自閉症を含む)の心理・生理・病理 学習障害者の心理・生理・病理 LDの心理・生理・病理 学習障害(LD)者の心理・生理・病理 注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理 ADHDの心理・生理・病理

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害者教育論
		重複障害児教育論
		重複障害者教育課程論
		重複障害者指導法
		重複障害者指導論
		重複障害者教育方法論
		重複障害・LD等教育
		言語障害者教育論
		情緒障害者教育論
		情緒障害者(自閉症を含む)教育論
		学習障害者教育論
		LD教育論
		学習障害(LD)者教育論
		注意欠陥多動性障害者教育論
		ADHD教育論
		注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論
		第3欄
言語障害者教育総論		
情緒障害者教育総論		
学習障害教育総論		
注意欠陥多動性障害教育総論		
重複障害等教育総論		
LD等教育総論		
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習
		障害者教育実習
		特別支援教育実習
		教育実習事前事後指導
		教育実習指導
		障害者教育実習事前事後指導
		障害者教育実習指導
		特別支援教育実習事前事後指導
		特別支援教育実習指導

3. Q&A (よくある質問と回答)

課程認定申請に当たって、特に多い質問及びその回答について以下に記載する。なお、免許法改正に伴う経過措置の解釈や科目等履修生の取扱い等、法解釈及び免許状の取得・申請に関する質問については、教育人材政策課免許係 (menkyo@mext. go. jp) へ問い合わせること。

●教職課程認定基準関係

No.	Q & A
○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について	
1	<p>Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。</p> <p>A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科など(以下、「学科等」という。))に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格(学科等名称、学科等の設置理念及び学位(又は学科の分野)など)と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」2(1)、(4) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係について」</p>
2	<p>Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもちて教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのが分からない。</p> <p>また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。</p> <p>A (前段) 教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け(単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか)などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位(又は学科の分野)及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。</p> <p>(後段) 大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での要件ではない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」2(6) 「教職課程認定審査の確認事項」1(4) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係について」</p>
○科目の開設及び修得方法について	
3	<p>Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。</p> <p>A 大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3(1)、4-1(1)、(2)、4-2(1)、(2)、(3)、4-3(1)、(3)、4-4(1)、(3)、4-6(1)など 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p>

4	<p>Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。</p> <p>A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがいかどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にする。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（1）、4-4（1） 「教職課程認定審査の確認事項」2（1） 「教育職員免許法施行規則」第4条第1項表備考第2号</p>
5	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるかの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。</p> <p>A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。</p> <p>例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 <p>の5つの事項が規定されており、5の半数は2.5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。</p> <p>なお、このほか、Q6に示すとおり、教科に関する専門的事項に関する科目の合計単位数で基準を満たすことも可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（2）、4-4（2）、4-9（1）</p>
6	<p>Q 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理解に関する科目等」などに含めることはできるか。また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。</p> <p>A （前段）</p> <p>教職課程認定基準7には、必要専任教員数の観点から、一部・二部を1つの課程とみなして必要専任教員数を充足させることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通常の教職課程と同様に、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが原則となる。</p> <p>なお、昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）はそれぞれ個別に教職課程認定を受けるものであるため、教職課程認定基準4-9により科目を共通開設することは可能である。</p> <p>（後段）</p> <p>できない。教職課程認定基準8では、必要専任教員数の観点では、通信課程の専任教員について、通学課程の専任教員をもってあてることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8、7、10</p>

7	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」などとして開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。</p> <p>A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。</p>
8	<p>Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。</p> <p>A 幼稚園及び小学校の教職課程においては、原則として「教育の基礎的理解に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちを含めることが必要となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、それを要件としていないが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。</p>
9	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。</p> <p>A 原則できない。ただし、教職課程認定基準に定められている場合に限り、「教科に関する専門的事項」を複数の課程（この場合数学と工業の教職課程）において共通開設できる。</p> <p>質問にある数学と工業の場合については、教職課程認定基準において認められている組み合わせではないため、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできず、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8</p>
10	<p>Q 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることできると思われるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。）</p> <p>A そのような教育課程を編成することは認められない。</p> <p>教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第1項第6条表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-4（6）</p>
11	<p>Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。</p> <p>A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など（「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を除く。))については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。</p>

	<p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-1 (2)、4-2 (3)、4-3 (4)、4-4 (4)、4-6 (2)、4-7 (2) 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (4)</p>
12	<p>Q 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。</p> <p>A 「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1)</p>
13	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免(28単位修得)の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。</p> <p>A そのとおりに設定しても構わない。</p> <p>「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。</p> <p>また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。</p> <p>幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第3条第1項表備考第1号及び第3号、第4条第1項表備考第1号及び第6号、第5条第1項表備考第1号 「教職課程認定基準」 4-1 (1)、4-2 (1) (2)、4-3 (1) (3)、4-4 (1) (3)</p>
14	<p>Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。</p> <p>また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系的を確認することが難しくなり、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまいうため、科目名称の変更や事項ごとに内容を整理する(あるいは、科目を別に設定する)よう過去の課程認定委員会による審査において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (5)</p>
15	<p>Q 中一種免においては「各教科の指導法」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。</p> <p>A 教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項(教科専門や指導法に関する内容)を修得する必要がある、「各教科の指導法」についても学修しておくことが適当であるが、「各教科の指導法」を8単位全て修得することは必須ではない。</p>
○通信教育課程について	
16	<p>Q 通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。</p> <p>A 課程認定基準10(2)を適用する場合においては、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織は完全に同じであることが必要となる。</p> <p>一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準8(2)の適用の範囲内となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 10 (2)</p>

17	<p>Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回に拘らず記載してよいか。</p> <p>A 通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準3条及び5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとめり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとめりに基づいて作成する。</p>
○教職課程コアカリキュラムについて	
18	<p>Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 単独の事項において、到達目標1) (または一般目標(1)) を科目Aに、到達目標2) (または一般目標(2)) を科目Bに分けて設定することは可能か。 ② 単独の事項において、到達目標1) (または一般目標(1)) に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。 ③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1) (または一般目標(1)) に示す内容と、Bの到達目標1) (または一般目標(1)) に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。 <p>A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。</p>
19	<p>Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。</p> <p>A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。</p>
20	<p>Q 各事項の括弧書きの部分(「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。」など)は、何回程度授業に含める必要があるのか。</p> <p>A 括弧書きの部分に関し、シラバスにおいて当該事項に関する内容を明記し取り扱うのであれば、授業回数を指定するものではないが、各大学等の判断で、近年の中央教育審議会の議論等を踏まえ、適切な内容・量を取り扱うことが望ましいことに留意すること。 【参照】 別冊(参考資料)</p>
21	<p>Q 外国語(英語)コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項(英語)」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム(申請書)上において明確にする必要があるか。</p> <p>A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。なお、外国語(英語)の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。</p>
22	<p>Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目(1回90分全15回)の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&Aの14及び18を参照のこと。 【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(5)</p>

23	<p>Q 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。</p>
	<p>A 小学校の「各教科の指導法」における「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。（幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、領域をまたがった科目を設置することが可能）</p> <p>そのような科目を設定する場合においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。（「保育内容の指導法」も同様）</p> <p>なお、「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中学校及び高等学校の「各教科の指導法」については、教科を横断した「情報通信技術の活用」を取り扱う科目の設置はできない</p>
24	<p>Q 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。</p>
	<p>A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。</p>
25	<p>Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。</p>
	<p>A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことを求めるものではない。</p>
26	<p>Q 他大学の新课程で科目の単位を修得した学生を新课程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。</p>
	<p>A 免許法及び同法施行規則において、教職課程（外国語（英語））コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位とコアカリキュラムの対応関係を受け入れた大学が確認する必要はない。</p>
27	<p>Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。</p>
	<p>A 不要である。</p>
28	<p>Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。</p>
	<p>A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なってもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。</p> <p>同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。</p>
29	<p>Q 教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。</p>
	<p>A 外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。</p>
30	<p>Q 「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際において、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいか。</p>

	A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。(5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。)
31	<p>Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状(1350分)より学習時間数は増加する(1365分)ような場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。</p> <p>A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することは可能。ただし、1回あたりの授業回の時間が90分～105分の範囲から極端に異なる場合は、シラバス中の授業計画欄にも1授業回あたりの時間(○分)を記載すること。</p>
32	<p>Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。</p> <p>A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。</p>
○幼稚園の教職課程について	
33	<p>Q 「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第2号 「教職課程認定基準」4-1(1)</p>
34	<p>Q 領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。</p> <p>A 領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により複数領域を1科目で開設したことにはならない。 【参照】 「教職課程認定基準」4-1(1)</p>
35	<p>Q 幼稚園教職課程において、「教科に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する専任教員を「必要専任教員数」に含めることが可能か。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当専任教員を幼稚園の教職課程における必要専任教員数に算入することはできない。</p>
36	<p>Q 「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。</p> <p>A 「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。</p>

37	<p>Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。</p> <p>A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「2. 各科目の名称例について」に※印付きで記載しているので、参照いただきたい。</p>
38	<p>Q 幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設した場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設が困難になるかと思われるが、それぞれの課程において専任教員を確保しなければならないのか。</p> <p>A 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。 ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」(又は「複合領域」)を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」(又は「複合科目」)の両方を担当する専任教員については、それぞれの課程において専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。 【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)(※3)、4-2(5)(※2)</p>
39	<p>Q 「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究—幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える—」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm)</p>
○特別支援学校教諭の教職課程について	
40	<p>Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。</p> <p>A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域(以下、「5領域」という。)のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。 また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。 なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。 【参照】 「教職課程認定基準」4-5(2)、(3)</p>
41	<p>Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すればよいか。</p> <p>A 授業科目のシラバスにおける授業計画で、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。</p>

42	<p>Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第3号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第3号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育」の全ての事項に関して単位を修得することが必要となっている。(さらに、全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。)</p> <p>免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるが、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。</p> <p>なお、「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とは、教職課程認定上、重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む。)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容としている。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第3号</p>
43	<p>Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設、専任教員の追加はどうか。</p> <p>A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-5(4)</p>
44	<p>Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。 (例) 特支専免(視・聴)2領域の認定課程において、24単位を修得した場合 (1) 特支一種免(視・聴)の取得者は、特支専免(視・聴)の取得が可能。 (2) 特支一種免(知・肢・病)の取得者は、特支専免(知・肢・病)の取得は不可能。</p> <p>A いずれも貴見のとおりである。</p>
45	<p>Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。</p> <p>A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。</p> <p>そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の専任教員については、専攻科の専任教員にあてることができないことに注意すること。</p> <p>なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における専任教員を採用すること。</p>
○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について	
46	<p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよいか。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。(養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。)</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p>

47	<p>Q 「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。</p> <p>A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。</p>
48	<p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、一般目標の(1)と(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設した上で、既存科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)の一部分で(3)を満たすように授業科目を開設することは可能か。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の(1)(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設したうえで、別途(3)を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。</p>
○「総合的な学習の時間」について	
49	<p>Q 「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項(特別活動の指導法など)と組み合わせて開設することは可能である。</p> <p>ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。</p> <p>なお、全授業回が「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」を融合的に扱う授業計画を設計する場合において、各事項のコアカリキュラムを満たすために適切な授業時間が配当されているか確認ができないため、各事項を単独で扱う授業回を設定するよう過去の審査会で指摘されたことがあるため、留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方</p>
50	<p>Q 小・中学校の「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績は高等学校における「総合的な学習の時間の指導法」の業績として認められるか。</p> <p>A 「総合的な学習の時間の指導法」の業績における対象学校種は問わないが、認定を受けようとする免許状の学校種又は隣接校種の業績が望ましい。</p>
○「学校体験活動」について	
51	<p>Q 「学校体験活動」の取扱いについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。 ② 「学校インターンシップ」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。 ③ ②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。 <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育実習と分けて科目を開設する必要がある。(事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。) ② 可能である。 ③ 「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ない。
52	<p>Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常の実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常の実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。</p> <p>A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。</p>

53	<p>Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。</p> <p>A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－8又は4－9</p>
54	<p>Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回る事となる。</p> <p>A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。</p>
55	<p>Q 既存科目を、教育実習の一部として実施する学校体験活動として改めて認定を受ける場合において、承諾書の日付は当初承諾を得た日付でも差し支えないか。また、様式第5号は作成する必要があるか。</p> <p>A 教育実習の一部として既存の学校体験活動を移設する場合においても、教育実習と同様に、改めて受入承諾書を提出する必要がある。</p>
56	<p>Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。</p> <p>A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－8</p>
57	<p>Q 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。</p> <p>① 例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。</p> <p>② 例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。</p> <p>A 教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることはできない。）その場合において、</p> <p>①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。</p> <p>②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせる必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることはできない。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第8号</p>
○「大学が独自に設定する科目」について	
58	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。</p>

	<p>A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。また、「大学が独自に設定する科目」には、教科（領域）に関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ</p>
59	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合においては、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。</p>
60	<p>Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。</p> <p>A 差し支えない。</p>
61	<p>Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。</p> <p>A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ</p>
○「複合科目」について	
62	<p>Q 「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。</p> <p>A 例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。</p> <p>なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。</p>
63	<p>Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。</p> <p>A 施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1（1）（2）、4-2（1）（2）、4-3（1）（3）、4-4（1）（3）</p>
64	<p>Q 「複合科目」の開設は必須なのか。</p> <p>A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。</p>
65	<p>Q 一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。</p> <p>A できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。</p>

66	<p>Q 例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。</p> <p>A 中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（1）（3）、4-4（1）（3）</p>
67	<p>Q 幼稚園や小学校の教職課程において「複合領域（科目）」を担当する専任教員は、必要専任教員に含めることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-1及び4-2に定めるとおり、「領域（教科）に関する専門的事項」の各領域（教科）における最低必要専任教員数を満たした上で、専任教員数に含めることができる。（例えば、幼稚園教諭養成課程の場合においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」領域のうち3領域以上にわたり、各領域それぞれに1人以上（最低3名）の専任教員を配置した上で、4人目以降の専任教員として「複合領域」を担当する専任教員を必要専任教員数に含めることができる。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1（3）、4-2（4）</p>
68	<p>Q 大学において共通開設する「複合科目」を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-8に定めるとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（5）（※3）（※4）、4-4（5）（※3）（※4）、4-8（4）</p>
○教育実習について	
69	<p>Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。</p> <p>A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。 なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」12（2）</p>
70	<p>Q 学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうちの専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。</p> <p>A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（この場合は「学科等」）の定員に応じて確保しなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」12（1）</p>
71	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがどうか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開設することが原則となっている。 履修指導において、教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足</p>

	<p>させるように指導することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、適切といえるかどうか、必然性があるかどうか等に留意しつつ、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。授業科目の開設方法については、教育実習に区分される授業科目の内容ごとに、適切に位置付けることが必要である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第6号</p>
72	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、教育実習の実習校種は明示されているが、教科についての記載がない。</p> <p>例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えている場合があり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。</p> <p>A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。教育実習は、大学の授業科目の一つであり、大学が「高等学校教諭の情報の教職課程」を置くのであれば、実習先を適切に確保することが必要である。</p>
73	<p>Q 母校実習の考え方について教えてほしい。</p> <p>A 教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。</p> <p>学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義である一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もある。</p> <p>従って、母校実習を行う場合は、</p> <p>① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築するとともに</p> <p>② 実習校側も適切な評価に努めることが必要である。</p>
○教員組織について	
74	<p>Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する専門的事項」としてあてる場合、当該科目を担当する専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A</p> <p>教職課程認定基準4-8(4)により、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員をそれぞれの課程において専任教員数に含めることができる。ただし、中学校・高等学校の課程にあつては、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は当該学科に籍を有する教員でなければならないため、留意すること。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8(4)</p>
75	<p>Q 学科等にはなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の専任教員として含めてもよいか。</p> <p>A 学科等の専任教員は、認定課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないため、センターのみに籍を置く教員を専任教員に含めることはできない。ただし、センターの業務を本務としている者であっても、認定課程を有する学科等にも籍を置いているのであれば、当該学科等における専任教員として扱うことは可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3(7)、「教職課程認定審査の確認事項」3(1)</p>
76	<p>Q 申請学科等の専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の専任教員として扱ってもよいのか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科</p>

	<p>目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (9) (10)</p>
77	<p>Q 「みなし専任教員」などを必要専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の専任教員の配置が必要である。必要専任教員数が3人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。</p> <p>A 例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数は、3人以上と定められており、半数以上は自学科の専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要専任教員数3人のうち2人以上は自学科の専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし専任教員」として認められるのは1人となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (5) i) (※2) (※4)、4-4 (2)、(5) i) (※2) (※4)</p>
78	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たしているといえるのか。</p> <p>A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えるため、教職課程認定基準4-8 (4) より、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たすことは可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (5) ii)、4-4 (5) ii)、4-8 (4)</p>
79	<p>Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要専任教員数は低減されないのか。</p> <p>A 教職課程認定基準4-8 (4) 前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する専任教員については、それぞれの課程の必要専任教員数に含めることが可能となっている。</p> <p>また、4-1 (3) (※3) 及び4-2 (5) により、それぞれの課程で専任教員とすることができる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-8 (4)</p>
80	<p>Q 大学院におけるいわゆる独立研究科（基礎となる学部を持たない研究科）の専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の専任教員として取り扱ってもよいか。</p> <p>A 当該学部学科等の専任教員とすることはできない。</p> <p>原則として、専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 5-8 (4)、(5)、(6)</p>

81	<p>Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要専任教員数は低減されるのか。</p> <p>A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があり、必要専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要専任教員数を低減する規定はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 10 (1)、(2)</p>
82	<p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における専任教員とすることができるか。</p> <p>A 専任教員の定義については、大学設置・学校法人審議会における考え方と同一であり、教職課程審査の確認事項3 (1)に規定している。特任教員などの学内における呼称如何にかかわらず、当該学科等に所属しており、教職課程審査の確認事項3 (1)を満たす職でなければ、専任教員として含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (7) 「教職課程認定審査の確認事項」 3 (1)</p>
83	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、ある1人の専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において専任教員として必要専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も包含されている。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (9)、4-8 (4)</p>
84	<p>Q 必要専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入入学定員や科目等履修生定員、臨時定員は含まない。学則に定める入学定員を指す。</p>
○その他	
85	<p>Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。</p> <p>A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。</p>
86	<p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p>
87	<p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p>

	<p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p>
--	--

●手続き関係

○教職課程認定申請について	
88	<p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。</p>
89	<p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学（学部）設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由（例：死亡・病気退職など）により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 判明後、すみやかに文部科学省へ相談すること。</p>
90	<p>Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再度の課程認定申請が必要か。</p> <p>（例） 認定課程を有する学部学科と認定課程： ○外国語学部 英語学科 = 中一種免（英語） 日本語学科 = 中一種免（国語）</p> <p>改組後： ○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免（英語） 日本語専攻 = 中一種免（国語）</p> <p>A 届出設置であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1（1）より、組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。</p> <p>なお、分離の場合で、従前の学科等の学科名称、教育課程、教員組織及び学位（又は学科の分野）の全てについて同一とみなされる学科等が分離後の組織として残る場合には、その学科等については、必ずしも課程認定を要しない場合がある。</p> <p>いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。</p>
91	<p>Q 公立大学が法人化し改組を伴わない場合、名称変更のみでよいか。</p> <p>A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教員組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。</p>
92	<p>Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。</p> <p>A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。</p>
93	<p>Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。</p>

	<p>A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。</p> <p>また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要専任教員数が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。 <u>（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）</u></p>
94	<p>Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。</p> <p>A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めている。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるように、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。</p>
○教育研究業績書について	
95	<p>Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。</p> <p>A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。</p>
96	<p>Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。</p> <p>A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。</p>
97	<p>Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。</p> <p>A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。</p>
98	<p>Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。</p>
99	<p>Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。</p>
100	<p>Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、（著書）の「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ（著書）として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は（著書）として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。</p>

101	Q 「学校経営計画」や「年次指導計画」など、実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットを「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載できるか。 A 実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットは内容により、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）又は「教育上の能力に関する事項」若しくは「職務上の実績に関する事項」の「5. その他」に記載可能である。
102	Q 科学研究費助成事業の報告書を、「担当授業科目に関する研究業績等」の（学術論文等）として記載できるか。 A 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の報告書は、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）として記載すること。
103	Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。 A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。
104	Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。 A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。
105	Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。 A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。
106	Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。 A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。
107	Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。 A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。
108	Q 「直近 10 年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近 10 年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。 A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近 10 年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。
109	Q 「教員審査」には、変更届の内容も含まれるのか。 A 「審査結果」なので、変更届による変更は含まれない。
110	Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。 A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。
○その他書類の作成・提出方法について	
111	Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいか。 A 英語（日本語以外の外国語）で作成する場合には、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。
112	Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。 A 行を残して空欄とする。
113	Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。 A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）
114	Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみ提出で足りるか。 A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。

○変更届について	
115	<p>Q 専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後は、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u></p> <p>なお、教員変更にあたっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p>
116	<p>Q 教職課程における専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、その際、専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p>
117	<p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生在が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成30年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p> <p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p>
118	<p>Q 「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語（英語）の担当教員を変更する場合において、教職課程認定審査の確認事項の3（3）、（4）②該当教員を充てても構わないか。</p> <p>A 変更届による教員変更（兼担・兼任教員の変更を含む。）において教職課程認定審査の確認事項の3（3）、（4）②は適用されないため、変更後の教員は「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語（英語）に関する業績を有している必要がある。（外国語（英語）については、教職課程認定審査の確認事項の3（4）①該当教員でも構わない。）</p> <p>なお、認定時（再課程認定を含む。）に事後調査の対象となっている教員を変更する場合は、変更届ではなく「事後調査対応届」を提出する必要があるため、留意いただきたい。（「事後調査対応届」の提出要領は認定通知書に同封している。）</p>
○教職課程を置く大学における事務等について	
119	<p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p>

120	<p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。</p> <p>ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p>
121	<p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p>
122	<p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、専任教員が退職し、基準に定められている必要専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> <p>A 教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たすように、速やかに専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p>
123	<p>Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。</p> <p>A 不要である。</p> <p>「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。</p>
124	<p>Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。</p> <p>A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。</p>
125	<p>Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（26文科初第630号 平成26年9月26日付）」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。</p> <p>A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所集約する等）</p>

●その他

○他の資格科目と教職課程の科目との併用について	
126	<p>Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。</p> <p>A 公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日施行）により定められているため、教職課程の科目と併せて開設する場合には、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。</p> <p>なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）</p> <p>また、公認心理師以外の資格科目と教職課程の科目を併せて開設する場合においても同様の考え方となる。</p>

4. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抜粋）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

3. 教員の養成・採用・研修に関する課題

（3）教員養成に関する課題

- ◆ 養成段階は「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを認識する必要がある。
- ◆ 実践的指導力の基礎の育成に資するとともに、教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせる機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。
- ◆ 教職課程の質保証・向上のため、教職課程に対する外部評価制度の導入や全学的に教職課程を統括する組織の整備を促進する必要がある。
- ◆ 教員養成カリキュラムについて、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大きくくり化や大学の独自性が発揮されやすい制度とするための検討が必要である。

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。また、特別支援教育の推進、小学校における外国語教育の早期化・教科化、道徳の「特別の教科」化、幼小接続をはじめとした学校間連携等、近年の教育改革の方向に合わせた教職課程の改善を図るとともに、生徒指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが重要である。

幼児、児童、生徒や学校・地域の実情を踏まえて、各教科等の学習を通じて育成すべき資質能力を考え、教育課程を編成し、実施するカリキュラム・マネジメントに関する基礎的な能力を身に付けることも重要である。

さらに、教員が教員としての使命感や幼児、児童、生徒の発達に対する理解など、基本的な知識や能力を備えていることが必要となることはもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、幼稚園、小・中学校をはじめとした各学校等の特色や関係性に関する幅広い知見、地域との連携・協働を円滑に行うための資質を備えた教員を養成することも重要である。

また、教職課程の学生が学校や教職についての深い理解や意欲を持たないまま安易に教員免許状を取得し、教員として採用されているとの指摘もある。教員養成課程を有する大学・学部の附属学校を積極的に活用するなど、実践的指導力の基礎の育成に資するとともに教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせるための機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。

その際、附属学校については、地域のモデル校や大学における教育研究への協力といった役割だけでなく、例えば、教職大学院等と連携し、都道府県教育委員会との人事交流を活用して、附属学校の特色を生かし、教育実習校としてのみならず教員研修学校としての役割も拡大強化することも併せて検討する必要がある。

これらの教員養成上の重要課題に適切に対応し、併せて、各大学の個性や特色を発揮した教員養成を行うためには、養成段階で真に必要な基礎力を明確にした上で、厳格な成績評価はもとより、各大学の学部等において教育課程の科目全体を精選しつつ総合的かつ体系的に教員の養成を図っていくような取組が必要である。

教職課程の質の保証・向上も課題である。教職課程の質保証・向上のためのシステムとしては、開設時における課程認定と不定期に行われる教職課程実地視察のみであり、課程認定を受けた後、教職課程の質の維持向上が十分に図られていないケースも見られる。このため、現在、大学の教育活動全体についてなされている認証評価と同様の教職課程に対する外部評価制度の導入や、全学的に教職課程を統括する組織の整備を促進していくことが必要である。

さらに、学校を取り巻く様々な教育課題に対応できる教員の養成を行うことができるよう、教職課程の科目を担当する教員の意識改革や資質能力の向上も重要である。

また、大学と教育委員会の連携が進まない理由の一つとして、仮に学校現場から大学の教員養成に向けた要望がなされたとしても、これまでの教育職員免許法の下ではそうした要望に応じて大学が柔軟に教員養成カリキュラムを改善できるほどの自由度がないといった指摘もある。

こうした課題を踏まえ、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程を大きくくり化し、大学の独自性が発揮されやすい制度とすることで、大学と教育委員会の連携の質を格段に向上させることができると考えられる。

こうした教職課程の内容の詳細については、次期学習指導要領、幼稚園教育要領の検討状況を踏まえつつ、検討していくことが必要となる。

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

- ◆ 教員免許状の取得に必要な単位数は増加させないことを前提として、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化する。
 - ◆ 国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、新たな教育課題に対応した取組を率先して実施し、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発する。
 - ◆ 教職課程については、学校種ごとの特性を踏まえつつ、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃し、新たな教育課題等に対応できるよう見直す。
 - ◆ 国は、学校インターンシップの実施について、教育実習との役割分担を明確化しつつ、受入れ校、教育委員会、大学との連携体制の構築、大学による学生への適切な指導などの環境整備について検討する。
 - ◆ 学校インターンシップについては、教職課程において義務化はせず各大学の判断により教育実習の一部に充ててもよいこととする。
- (③教職課程の質の保証・向上については別途記載している。)

教職課程の改革に当たっては、教職課程が教員として最低限必要な資質能力を育成することを目的とすることや履修の適正化を図る観点から、教職課程において修得すべき単位の全部又は一部を可能な限り卒業に必要な総単位数の中に位置付けるよう努めるとともに、単位の実質化や厳格な成績評価なども前提として、教員免許状の取得に必要な単位数については、まずは増加させないことを前提として検討を進めることとする。

その上で、学部段階と教職大学院あるいは現職との系統性や接続を踏まえ、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化するとともに、限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう履修の仕組みを工夫することが必要である。また、学生に教職のための意欲を持たせたり、定期的に自ら教職への適性を確認させるような機会を設けたりすることも重要である。

一般大学を含め、大学の教職課程において質の高い教員養成を行っていくためには、教員養成学部の果たすべき役割は極めて大きい。大学においては教員養成学部が中心となって教員養成を全学的に推進していくための体制の整備や、教科に関する科目と教職に関する科目の連携、教職課程の評価の充実といった質保証の取組を総合的に進めていくことが重要である。

特に、国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、(4)の新たな教育課題や以下に求められる課題に対応した取組を率先して実施することにより、国立大学に置かれる意義・目的を明確にするとともに、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発することが重要である。具体的には、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関

する検討会の審議のまとめ²⁰において重点配分の評価指標の例として示された「人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組」の評価指標例の一つとして「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」が取り上げられているが、このような取組として、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTの利活用、道德教育、外国語教育、特別支援教育の充実などの初等中等教育における新たな教育課題に対応するための教員養成や教員研修の支援などの取組が考えられることから、各大学においては積極的にこれらの取組を進めていくことが求められる。また、教員養成学部を有する私立大学等についても、後述の教員育成協議会（仮称）に参画するなど、地域の教育委員会と連携の下、新たな課題等に対応した教員養成・研修を連携して行うことを検討する必要がある。

また、近年、国公立全ての大学は、地域貢献や人材育成の役割を強く求められており、大学がそのような役割を積極的に果たしていくためには、教員の育成を担う教職課程における取組のより一層の充実が必要である。このため、大学は、教職課程について全学的に支援を行っていくことが重要である。

なお、今回の審議に当たっては、大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）及び開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）を維持することを前提とするものである。

①教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

その上で、現下の教育課題に対応するため、(4)において挙げる事項について、教職課程において取り扱うことを明示すべきである。

これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める必要がある。

②学校インターンシップの導入

教員養成系の学部や学科を中心に、教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が定着しつつある。

これらの取組は、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで、学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である。また、学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられる。さらに、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益であることが考えられる。

一方、学校インターンシップの実施に当たっては、既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに、その円滑かつ確実な実施に向けて、受入れ校の確保や実施内容の検討等のための教育委員会や学校と大学との連携体制の構築、大学による学生に対する事前及び事後の指導の適切な実施、学生側と受入れ校側のニーズやメリットを把握するための情報提供の実施など、環境整備について今後十分に検討することが必要である。

これらの点を踏まえ、学校インターンシップについては、各学校種の教職課程の実情等を踏まえ、各教職課程で一律に義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。このため、教育実習の一部に学校インターンシップを充ててもよいこととするとともに、大学独自の科目として設定することも引き続き可能とするなどの方向で制度の具体化を引き続き検討する。この際、学校インターンシップの名称についても法令に規定する上で適切な名称を今後検討していく。

²⁰ 「審議まとめ」（平成27年6月15日、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会）
「機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例」の「人材育成」に関する取組の指標例として、「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」、「学生の就職状況（教員採用も含む（教員養成学部の場合））や就職先での評価の状況」、「(地域の)企業・自治体等へのインターンシップの実施状況」「自大学以外への大学院進学状況」が挙げられている。

学校インターンシップの実施イメージ

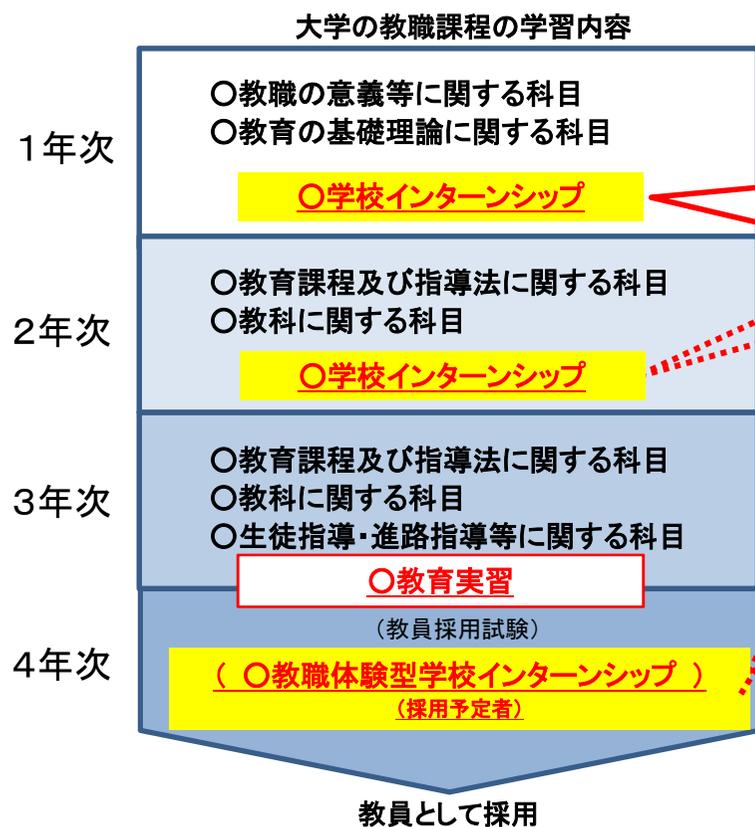
目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

<具体的なイメージ(例)>



【パターン】

- インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 30週
 (例2) 分割型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 15週 (1年次)
 : 毎週水曜日 × 1時間 × 15週 (2年次)
 : 毎週金曜日 × 1時間 × 15週 (4年次)

- 上記に加えて、30時間の自主的学修が必要
- ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。
 ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○授業補助
 ○学校行事や部活動への参加 ○事務作業の補助
 ○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの <u>学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を実践させることが中心</u>
実施期間	<u>教育実習よりも長期間を想定</u> (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	<u>4週間程度</u> (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示 (教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	<u>実習生への指導や評価表の作成</u> (<u>そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築</u>)

③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- ◆ 大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している²¹。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対するFDの実施、学校インターンシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じた教員の養成を行うため、これらの組織が中心となつて必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

²¹ 例えば、「養成と採用・研修との連携の円滑化について（答申）」（平成11年12月10日、教員養成審議会）や、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日、中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）など。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイト等で公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のような法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他の国公立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

エ 「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化

①において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分の撤廃について述べたように、今後、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」のより一層の連携を図っていくことが重要となる。従来の「教科に関する科目」については、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることが必要である。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めることも重要である。なお、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化等の検討に当たっては、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要がある。特に、幼稚園においては、幼稚園教育における狙いや内容を「健康」、「人間

関係」，「環境」，「言葉」，「表現」の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ，幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。

また，「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて，学校教育の教育内容を踏まえて授業を実施している大学もある。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分が撤廃されることとなった場合，その趣旨を踏まえ，各大学の自主的な判断の下，このような取組が更に拡大していくことが期待される。

特に，教職大学院や教員養成大学・学部においては，教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため，他学部等と連携し，高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや，前述の「教科の内容及び構成」に関する科目を積極的に「教科に関する科目」等として位置付けて実施するなどの工夫を行うことが強く求められる。

なお，これらの取組は，各大学において，教職課程における特色ある取組として，その自主的・主体的な判断の下行われるべきものであり，今回の措置は，あくまでも各大学が従来型の「教科に関する科目」と「教科の指導法」を設けることを妨げるものではなく，上述のような取組を行うことも可能とするという，各大学の裁量を拡大することを目的とするものである。

また，両科目の統合が行われた場合においても「教科の指導法」関連科目のうち一定単位数は必修とすべきであり，その単位数をどの程度にするかについては引き続き検討する。

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

◆ 概要

新たな課題	研修	養成
アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の教科ではなく学校全体の取組としてアクティブ・ラーニングの視点に資する校内研修を推進 ・免許状更新講習の選択必修領域として主体的・協働的な学びの実現に関する事項を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の深い理解を伴う学習過程の理解や各教科の指導法の充実 ・教職課程における授業そのものをアクティブ・ラーニングの視点から改善
I C Tを用いた指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・I C Tを利活用した授業力の育成や，児童生徒のI C Tの実践的活用や情報活用能力の育成に資する指導のための研修を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・I C Tの操作方法はもとより，I C Tを用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の養成
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ，道徳科の目標や内容を理解し，児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなど計画的な研修の充実 ・道徳教育に関する校内研究や地域研究の充実，「道徳教育推進リーダー教師(仮称)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ，教職課程における理論面，実践面，実地経験面からの改善・充実

	の育成	
外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進し、小中高の接続を意識した指導計画の作成や学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を実施 ・免許法認定講習の開設支援等による小中免許状の併有促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、教育委員会等が参画して教員養成に必要なコアカリキュラムを開発し、課程認定や教職課程の改善・充実に活用 ・専門性を高める教科及び指導法に関する科目を教職課程に位置付け
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員を対象とした基礎的な知識・技能を身に付ける研修の実施 ・校長等管理職や特別支援学級の担任、特別支援学校教員等の職に応じた専門性向上のための研修の実施 ・(独)国立特別支援教育総合研究所と(独)教員研修センターとの連携による研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及び指導法について、教職課程に独立した科目として位置付け

新たな教育課題への対応に当たっては、以下の方向で教員研修の改善を図ることが適当である。

- ・ 各授業の振り返りと授業での実践のサイクルを創る校内研修システムの構築が必要である。また、各地の研修施設等での年間を通じた継続的で探究的な専門的研修の実施、学びの過程の実践記録に基づく新たな専門性基準による認定、大学での学び直しや専門職としての高度化等が必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や情報の収集・活用能力に関する指導力の向上のためには、教科の特性を踏まえつつ、特定の教科だけの課題ではなく、学校全体の取組として校内研修を進めることが必要である。特に、高等学校の教員については、国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上となることなども踏まえて、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を育てることや、高大接続改革の意義について理解を深め、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な授業を展開することができるよう、指導力を向上させることが必要である。また、国公立立全学校の教員のアクティブ・ラーニングに関する指導力の向上に資するよう、免許状更新講習の選択必修領域として、主体的・協働的な学びの実現のための指導法に関する事項を追加すべきである。
- ・ ICTを用いた指導法については、教員が授業のどの場面でどのような教材を提示すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり、理解を促したりしやすいかという観点や、児童生徒が学習の道具や環境として適切にICTを用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて、授業力の育成を図る必要がある。また、ICTの実践的活用や情報セキュリティ等を含めた情報モラル等の情報活用能力の育成に資する指導に向けた教員研修が必要である。
- ・ 道徳教育の充実のため、新たに学習指導要領に「特別の教科」として位置付けられ

た道徳科の目標や内容を理解し、児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなどの計画的な研修の充実が必要である。特に中学校段階については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、教員の専門的指導力を確保するための研修の充実を図る必要がある。さらには、道徳教育に関する校内研究や地域研究を充実するための研究委嘱授業等の充実、柔軟な発想力とリーダー性を備えた「道徳教育推進リーダー教師」（仮称）の育成等、教員の指導力向上のための環境やスタッフの充実も必要である。

- ・ 英語教育の充実のため、次期学習指導要領改訂の検討状況も踏まえつつ、国は外部専門機関等との連携により、各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進する必要がある。各地域では、上記リーダー等が教育委員会と大学等が連携して実施する研修の企画・運営への参画、学校内外の研修講師、公開授業の実施や、地域の英語担当教員に対する指導・助言を行う等の役割を担い、小・中・高校の一貫した英語教育や、小学校の英語教育の専門性向上等を推進することが期待される。具体的には、「英語教育推進リーダー」と英語教育担当指導主事等が中心となって、小・中・高校の連携による研修の実施や、各学校を訪問し、小・中・高校の接続を意識した指導計画の作成や「～することができる」という形で表した CAN-DO 形式での学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を行うことなどが期待される。

また、このような地域のリーダーの活動が可能となるような体制整備が必要である。さらに、小学校教員が教科化に向けて専科指導や小・中・高校の一貫した学びの接続に留意した指導に当たることが可能となるよう、必要な研修を充実するとともに、「免許法認定講習」の開設支援等により小学校免許状と中学校英語免許状の併有を促進する必要がある。

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
- ・ 特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
- ・ 現在、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、都道府県等の指導的立場の教員に対する研修を実施し、各地域の教員研修センターの中核的役割を担っている。今後特別支援教育の充実に係る研修の実施に当たって、独立行政法人教員研修センターとも連携し、研修を推進することが期待される。
- ・ 平成27年度から、幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置付けられたことをはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に行うための、子ども・子育て支援新制度が施行されたことから、幼児教育の質を高めるための取組を進めることがますます重要となっている。また、特別な支援を必要とする幼児への支援や事故防止・安全対策など教員に求められる資質能力は多様化している。このため、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の養成とともに、幼児教育に係る教員等の研修等の充実が求められる。また、円滑な幼保小接続を図るために、幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員、保育士、小学校教員等が合同で研修を行い、お互いの指導方法、指導原理に

関し、相互の理解を深めることも求められる。

- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養(知識・技能等)を備えておくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。

こうした新たな課題の対応を含め、個々の教科の授業における実践力だけでなく、子供や学校・地域の実態を踏まえて、育成すべき資質能力を踏まえて教育課程をデザインして実施し、評価・改善することや、そのために必要な学校内外のリソースを活用するために地域の人々と協働することなどを含めた、一連のカリキュラム・マネジメントができる力を付けることが必要である。

また、教員養成段階においても、上記で列举された新たな教育課題に対応できる力の基礎を育成できるよう、教職課程の科目全体を精選しつつ、新たな科目の創設や既存科目の改善を図るなど、必要な見直しを行うことが必要である。この際、特に初任段階において研修等により学ぶべき内容との整合性にも留意しつつ、検討することが適当である。

- ・ アクティブ・ラーニングに関する指導力や適切な評価方法は、全ての学校種の教員が身に付けるべき能力や技能であり、教職課程において、これらの育成が適切に行われるよう、児童生徒の深い理解を伴う学習過程やそのための各教科の指導法に関する授業等に取り入れていくことが必要である。
- ・ また、アクティブ・ラーニングの視点からの教育の充実のためには、教員養成課程における授業そのものを、課題探究的な内容や、学生同士で議論をして深め合うような内容としていくことも求められる。
- ・ ICTを用いた指導法については、教員がICTの操作方法そのものを身に付けるのではなく、ICTを用いて効果的な授業を行ったり、適切なデジタル教材を開発・活用したりすることができる力や子供たちの情報活用能力の育成を行うことができる力の基礎を育成すべきである。また、養成課程における指導に当たっては、情報モラルなどの情報活用能力についても育成すべきである。また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導において、ICT活用による支援の効果が認められており、特別支援教育に関連する科目やICTを用いた指導法等においてもこの点について触れられることが望ましい。
- ・ 教職科目における道徳の指導法(又は道徳に関する科目)については、「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえた教職課程における位置付けを検討するとともに、人間に対する理解を深めつつ教員としての指導力を身に付けるために、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要がある。また、幼児期や高等学校段階も含めた教育活動全体で道徳教育の一層の充実が求められることから、教職課程全体でその取扱いの充実を考慮すべきである。
- ・ 英語教育については、小学校における英語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」、「書く」についての指導力の向上を図るため、大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の英語の教科化に向け、音声学を含む英語学等専門性を高める教科に関する科目とともに、英語等についての教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進めるべきである。
- ・ 発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指

導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置付け、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

- ・ さらに、地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育、生徒指導や自然体験活動の充実、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ 他方、こうした新たな教育的課題に対応していくためには、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく視点も必要である。学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要となってきたことから、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ こうした新たな課題の対応を含め、前述のカリキュラム・マネジメントについて、養成段階においてはその基礎を身に付けることが必要である。

これらの教員研修、養成における内容の詳細事項については、次期幼稚園教育要領、学習指導要領の検討状況、また、大学における実施可能性等を踏まえつつ、引き続き検討していくこととする。

現在、次期学習指導要領の在り方について審議が進められる中で、以下のように、高等学校における新たな教科・科目の在り方についても方向性が示されている。

- ・ 自国のこと、グローバルなことが影響しあったり、つながったりする歴史の諸相を学ぶ必履修科目「歴史総合」（仮称）の新設。
- ・ 持続可能な社会づくりに必須となる地球規模の諸課題や、地域課題を解決する力を育む必履修科目「地理総合」（仮称）の新設。
- ・ 主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む共通必履修科目「公共」（仮称）の新設。
- ・ 数学と理科の知識や技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目「数理探究」（仮称）の新設。
- ・ 情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育成する共通必履修科目の新設。
- ・ 外国語及び国語の科目構成についても、これからの時代に求められる資質能力を踏まえた改善を行う。

こうした教科・科目の趣旨を十分に理解し、それぞれの教科・科目を指導する上で求められる指導力を培うような養成・研修の在り方について、検討が必要である。

（５）教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性

上記のように、研修、採用、養成の具体的な方策がそれぞれ円滑に進められるとともに、相互の関係を有機的に結びつけ、各地域の実情に応じた改善が図られる基盤となるような、養成・採用・研修を通じた全国的な制度の構築が不可欠である。

学び続ける教員の養成段階から研修段階までの資質能力の向上施策を、教育委員会、大学等の関係者が一体となって体系的に取り組むための体制の構築が不可欠として、以下について提示する。

<学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築>

教員が日々の業務で様々な対応に追われる中においても自己研鑽さんに取り組み、学び続けるモチベーションを維持しつつスキルアップを図ることができるよう、教員の主体的な「学び」を適正に評価し、その「学び」によって得られた能力や専門性といった成果を見える形で実感できるような取組やそのための制度構築を進めていくことが急務である。

そのためには、教育委員会と大学等の関係者が教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や免許状更新講習、免許法認定講習、大学等が提供する履修証明プログラムや各種コース等といった様々な学びの機会を積み上げることで、成長を動機付ける見通しが示され、受講証明や専修免許状取得が可能となるような体制が構築される必要がある。

このような学びの蓄積に関する取組は、工夫次第で現行制度においても対応が可能であるが、各自自治体及び大学の創意工夫によって、こうした取組をより一層進めるとともに、共通のビジョンの下で様々な連携が可能となるよう、その基盤となる全国共通の制度として、「教員育成協議会」（仮称）の創設、教員育成指標の策定及び教員研修計画の全国的整備を実施することが適当である。なお、これらの制度はあくまでも手段であり、真の目的は教員が学び続けることのできる環境整備にあることを認識することが極めて重要である。

5. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）

<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）</p> <p style="text-align: center;">【概要】</p> <p style="text-align: center;">中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～</p> <p>2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。</p> <p>「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている ● 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている ● 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる <p>ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれことなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上</p>	
<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）</p> <p>① 教師に求められる資質能力の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力 	<p>② 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方 ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方
<p>③ 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を踏まえた教職課程の見直し ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方 ・免許状の区分の在り方 ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し 	<p>④ 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方 ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方
<p>⑤ 教師を支える環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師を支える環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

6. 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（平成29年11月17日通知）（抄）

3 留意事項等

(1) 教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携の強化について

今般の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正の趣旨が、従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携の強化であることを踏まえ、各養成課程においては、教科に関する専門的事項（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域に関する専門的事項）と教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法）の連携を強化し、両者を統合する科目を開設したり、教科に関する専門的事項を単独で開設したりする場合であっても、学校現場の教育内容を踏まえた授業を実施する等の取組が、各養成課程の自主的な判断の下、行われることが期待されること。

(2) 学校体験活動の実施方法について

今回の免許法施行規則の改正により、教育実習（養護実習）の単位の一部に学校体験活動の単位を含むことができることとなるが、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられるため、各養成課程においては、大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め、こうした機会を充実させることが期待されること。

(3) 幼稚園教諭の養成課程における小学校の内容の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、幼稚園教諭の養成課程においては従来の小学校の教科に関する科目から、幼稚園教育要領に規定する領域に関する専門的事項について修得することとなったが、幼稚園教諭が小学校教育についての理解を深めることは引き続き重要であるため、各幼稚園教諭養成課程においては、教職課程コアカリキュラムが示すように、保育内容の指導法の科目の中で、小学校の教科等とのつながりを理解することを内容に含めること。また、大学が独自に設定する科目等を活用するなどし、小学校教育の理解に資する内容が取り扱われることが期待される。

(4) 小学校教諭の養成課程における外国語の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、小学校教諭の養成課程に外国語に関する専門的事項と指導法が位置付けられたが、平成32年度より新小学校学習指導要領が全面実施されるとともに、各学校の判断により平成30年度から先行して新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施が認められていることから、各小学校教諭養成課程においては、現に在籍する学生に対しても教員として採用される前に教職課程の内外を通して外国語の指導法等を学ぶ機会を設けることが望ましいこと。

(5) 免許法施行規則の別記様式により学力に関する証明書の様式を示しているところであるが、証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定である。

7. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知）

30文科教第257号
平成30年12月26日

各都道府県教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省総合教育政策局長
清 水 明

(印影印刷)

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第34号）」が平成30年12月26日に公布されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

近年の急速なグローバル化の進展及び情報通信技術の発達という状況の変化に鑑みて、国際的な視野を持つ教師を育成することを目的として、教育実習先として、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定された在外教育施設。以下「認定在外教育施設」という。）を追加するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の改正を行うものであること。

2 改正の要点

- (1) 教育実習先として認定在外教育施設を追加すること。
- (2) 上記に加え、その他必要な改正を行うこと。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1) 教育実習を行う大学と認定在外教育施設との連携による指導及び評価の体制の確保
認定在外教育施設で教育実習を行う大学（以下「大学」という。）は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、当該施設と連携しながら、責任を持って指導に当たることが必要であること。また、大学は「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（参考1）及び平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（参考2）を参照し、教育実習の内容の充実を図ること。

①事前・事後の指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては、教育実習先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を学生に修得させるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、認定在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②教育実習中の学生に対する指導

教育実習を行う学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、大学においては訪問指導を行うことが望ましい。また、訪問できない場合であっても、テレビ会議方式等により、学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、あわせて、電話、メール等により必要に応じて円滑に学生とのコミュニケーションが行えるようにすること。

③教育実習を行う学生の指導及び評価に関する大学と認定在外教育施設の連携体制

大学は、認定在外教育施設での教育実習に先立ち、当該施設との間で、教育実習中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び当該施設の双方において、教育実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

(2) 大学と認定在外教育施設との間での協定の締結

特に海外における学生の滞在は、生活、安全、緊急時への対処など、国内で実施する教育実習とは異なる課題が生じるため、指導体制のみならず、学生を受け入れるために必要な事項について、大学と認定在外教育施設の間で協定を締結し、あらかじめ明確にしておくことが必要であること。

協定の締結にあたっては、次の事項について定めること。

- ①教育実習の対象となる学生
- ②教育実習の時期、期間及び総時間数
- ③学生に対する指導
- ④大学及び認定在外教育施設の連携
- ⑤教育実習に係る経費負担
- ⑥滞在先の確保等

- ⑦安全確保
 - ⑧教育実習の中止に関する事
 - ⑨協定期間
 - ⑩認定在外教育施設の児童生徒等の個人情報の取り扱い
(その他大学と当該施設が必要と定める事項)
- ※協定例については別添2 参照

(3) 文部科学省への報告

大学は、認定在外教育施設との間で上記の協定を締結した際には、その内容を文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課に報告すること。

大学は、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに、教職課程認定の手引きに掲げる様式第5号により教育実習実施計画書を文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に提出すること。

(4) その他

認定在外教育施設で教育実習を行う際のQ&Aについては以下のURLを参照すること。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/1412089.htm

本件担当 :

文部科学省 総合教育政策局

(教育実習に関する事) 教育人材政策課

電話 : 03-5253-4111(内線 : 3969)

(認定在外教育施設に関する事) 教育改革・国際課

電話 : 03-5253-4111(内線 : 2442)

【参考1】「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの
在り方に関する検討会）」（抜粋）

教育実習(学校体験活動)

全体目標: 教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えとともに課題を自覚する機会である。
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

(1) 事前指導・事後指導に関する事項

一般目標: 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標: 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

(2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標: 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実を即して記録することができる。
3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

(3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標: 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標: 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。

(3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標: 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。

【参考2】平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（抜粋）

1. 教職課程の質的水準の向上

(3) 教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

○ 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

○ (2) で述べた教職実践演習（仮称）を新設することとする場合、教育実習と当該科目との関係を整理することが必要である。この点については、両者は趣旨・目的が異なるものの、将来教員になる上で、何が課題であるのかを自覚する機会として共通性があることや、履修時期が近接していること等から、内容や指導の面での関連性や連続性に留意して、実施することが適当である。具体的には、教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習（仮称）で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当である。

- 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、例えば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。
- 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。
- 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。
- 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。
- 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。
また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。
一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を

工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。

教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。

- 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公立私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（例えば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

8. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（令和3年4月13日通知）（抄）

2 改正等の要点

(1) 介護等体験の対象となる施設の拡大

介護等体験を行う施設については、特例法の趣旨である「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」に鑑み、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行う施設であることを踏まえ、従来の施設範囲を見直し、多様な体験機会を充実させるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）（以下「特例省令」という。）第2条において児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される施設や事業等について整理するとともに、新たに、

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定される学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される特別支援学級を設置する学校又は特別な支援を要する児童生徒への特別の教育課程を編成する学校等
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定される国立ハンセン病療養所等
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定される不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設

を追加することとしたこと。

（特例省令第2条関係）

4 留意事項等

(1) 新たに追加される介護等体験の対象施設等

① 学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第56条（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）又は同令第86条（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、学校生活への適応が困難であることにより、特別の教育課程の編成による指導を受ける児

童生徒が在学するものを指すこと。

② 日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校等（中等教育学校にあつては前期課程のみ）のうち、学校教育法施行規則第 56 条の 2（同令第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、日本語に通じないことにより、特別の教育課程の編成による日本語等の指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

③ 特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う学校等

ア 小学校等のうち、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）においての通級による指導の実施形態としては、（1）児童生徒が在学する小学校等において指導を受ける「自校通級」、（2）児童生徒が他の小学校等に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在学する小学校等に巡回して赴き指導を行う「巡回指導」が考えられるが、いずれの形態であっても実際の指導が行われる小学校等を対象施設とすること。

イ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、当該体験部分については介護等体験として、その期間に算入できることとすること。証明書を発行する際は当該体験部分の期間を記入すること。

ウ 高等学校、中等教育学校のうち、学校教育法施行規則第 86 条（同令第 108 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による特別の教育課程を編成するものとは、療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するものを指すこと。

④ 国立ハンセン病療養所等

国立ハンセン病療養所等とは、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）別表第三に掲げる施設及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成 13 年厚生労働省告示第 224 号）第一項各号に規定する施設を指すこと。

⑤ 不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

法律に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを主たる目的として設置される教育施設を指すこと。

⑥ 障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援を行う施設

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援については、介護等体験が施設において実施されるものであることを踏まえ、施設において実施される障害福祉サービスを想定していること。

9. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年5月7日通知）

3 文科教第 117 号
令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布、施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添4のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添5のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意

事項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にも適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を廃止するものです。

2 改正等の要点

（1）連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

(免許法施行規則第10条の3第1項)

免許状の授与を受けようとする者は他の大学(大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。)で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとする。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

(免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3(3))

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

(教職課程認定基準2(3))

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。)の教職課程の認定を同時に受ける教職課程(以下「連携教職課程」という。)において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準9)

以下のア)からオ)の要件を全て満たす必要があることとする。

ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること

イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする

① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること

エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とすること

オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととすること

なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとすること。(教職課程認定基準3(8))

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察

(教職課程認定大学実地視察規程4)

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い

(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類の教職課程を関係協力学部等と学部等関係課程実施基本組織に設置する場合であって、学部等関係課程実施基本組織と関係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

- ③ 学部等関係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い
(教職課程認定審査の確認事項1(1))

既に認定を受けている学部等関係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等関係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等関係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

- (3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

- (4) 高等学校教諭免許状(情報)等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大
(教職課程認定基準4-8(1)ii)

高等学校教諭(情報)と中学校・高等学校教諭(数学)又は中学校(技術)の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

- (5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止
(免許法施行規則等の各種様式)

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1) ①及び②並びに(5)については、公布の日(令和3年5月7日)から施行すること。

4 留意事項等

(1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

(2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

- ① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。
- ② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。
- ③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2(5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。
- ④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。
- ⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類別の教職課程ごとに専任教

員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

- (3) 新しく学部等関係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請
学部等関係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。

なお、既に教職課程の認定を受けている関係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

- (4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

- (5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大

複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準4-8（4））ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

- (6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

- (7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添1のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続

き押印を行うことを妨げないこと。

(8) その他

- ① 令和4年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和3年5月～6月中旬、申請書提出締切を令和3年6月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。
- ② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要な教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

- 別添1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第25号）
- 別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添3 教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添4 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）
- 別添6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111（内線：3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること
教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2451）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

10. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年8月4日通知）

3 文科教第 438 号
令和 3 年 8 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長
義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」が公布、一部施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）が改正されました。

また、別添5のとおり、「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（平成29年11月17日））に新しく新設される「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを追加し、「教職課程コアカリキュラム」（令和3年8月4日教員養成部会決定）として改訂しましたのでご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨

を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行い、特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきであるとの提言がされたところです。

この提言を踏まえ、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度を創設するとともに、指定された大学に在学する者が普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」において「指定大学が加える科目」を指定大学において修得することが可能とする特例の制度を整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

また、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）において、「各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言されたところです。

加えて、学校を取り巻くICT環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において2025年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することが提言されたところです。

これらの提言を踏まえ、普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって認定課程とは別に修得が求められる科目において、「情報機器の操作」2単位に代わって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

- (1) 指定大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等

① 「指定大学が加える科目」の新設及び当該科目の修得方法の特例
(免許法施行規則第2条表備考第14号及び第15号、第5条表備考第7号並びに第7条第3項)

- ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得を追加すること。
- イ) 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。
- ウ) 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。
- エ) 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

② 認定課程を有する大学を文部科学大臣が指定する制度の創設
(免許法施行規則第21条の2)

- ア) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。
- イ) 文部科学大臣は、ア)の指定をしたときは、指定大学の名称、指定した日、指定した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ウ) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとし、取り消す場合は、その大学の名称、取り消した日、取り消した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設等

① 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について

(免許法施行規則第3条から第5条)

小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすること。

② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」について

(免許法施行規則第3条から第5条)

ア) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすること。

イ) ア)のうち「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得するものとする。

③ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

(免許法施行規則第66条の6)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とすること。

④ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への追加

(教職課程認定基準3(4)、4-3(5)ii)、4-8(2)i)②)

②により「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の

文言を追加等すること。

⑤ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法

(教職課程認定審査の確認事項2(4)、(5)④)

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とすること。

⑥ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員の業績

(教職課程認定審査の確認事項3(5))

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、本改正前の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあててを可能とすること。

⑦ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの改正

(教職課程コアカリキュラム)

ア) 別添5のとおり、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」(「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」(平成29年11月17日)以下「旧コアカリ」という。)に新たに追加し、「教職課程コアカリキュラム」(令和3年8月4日教員養成部会決定。以下「新コアカリ」という。)としたこと。

イ) (2)②ア)により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることに伴い、小学校、中学校及び高等学校においては

- ・新コアカリの「教育の方法及び技術」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))」のうち、
(1)教育の方法論及び(2)教育の技術による内容とすることとしたこと
- ・新コアカリの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」

は、旧コアカリの「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のうち、（３）情報機器及び教材の活用の内容を含め、新たに（１）情報通信技術の活用の意義と理論、（２）情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、（３）児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法によって構成される新たなコアカリキュラムを作成したこと。

ウ）幼稚園、養護教諭及び栄養教諭においては、「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムは従来通りの内容とすること。

エ）（２）①により「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすることに伴い、新コアカリにおいて文言の整理を行ったこと。

⑧ 「教職実践演習」における ICT の活用

（教職実践演習の実施に当たっての留意事項 3.）

認定課程の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」において、認定課程における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとする。

（３）専修免許状の取得に必要な大学が独自に設定する科目の修得方法

（免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号、第 11 条表備考第 1 号、第 11 条の 2 表備考第 1 号、第 16 条第 5 項）

専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することができることとするとともに、免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 16 条に基づいて専修免許状を取得する際に必要な「大学が独自に設定する科目」における単位の修得方法の例を免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうこととする。

（４）経過措置規定

（教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第 2 項及び第 3 項）

ア）令和 4 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行

規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

イ) 令和4年3月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。

ウ) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座、認定通信教育の課程（以下「認定講習等」という。）を履修している場合又は既に修得した場合についてもア)イ)と同様に、それぞれ改正前の免許法施行規則における内容を、改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととする。

エ) 上記ア)イ)の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)及び(3)については、公布の日（令和3年8月4日）から施行すること。

4 留意事項等

(1) 指定大学が加える科目の単位修得上の扱いについて

- ① 指定大学の指定が取り消された場合、指定が取り消されるまでの間に修得した指定大学が加える科目の単位については、引き続き、普通免許状の授与に必要な教科及び教職に関する科目として有効に扱って差し支えないこと。
- ② 指定大学が学力に関する証明書を発行するに当たっては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の場合は、「大学が独自に設定する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、特別支援学校の教諭の普通免許状の場合は、「特別支援教育に関する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、備考欄を活用する等により明確に記載するようにすること。
証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ③ 都道府県教育委員会においては、「指定大学が加える科目」については、普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」のいずれかの科目にあてることができることを踏まえ、普通免許状の授与事務において②の学力に関する証明書を基に適切に普通免許状の授与が行えるようにすること。
- ④ 指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、免許法施行規則第10条の3を活用する場合は、入学先の大学が認めるところにより当該大学が有する認定課程の科目の単位として認めることとされているが、「指定大学が加える科目」は指定大学において修得することができる科目であるため、指定を受けていない大学においては、単なる「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。
そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが望ましいこと。
- ⑤ 免許法施行規則第11条、第11条の2、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第18条の4においては、第2条表備考第14号の修得方法の例にならうものとする事とされていることから、2(1)①ア)及び2(3)と同様に「大学が独自に設定する科目」に「指定大学が加える科目」及び「大学が加えるこれらに準ずる科目」を加えることができることとする事。

(2) 指定制度について

- ① 最終報告において示された5年を基準として指定する事由がなくな

ったと判断する場合において指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とすること。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなったと認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあること。

- ② 「指定大学が加える科目」は、「大学が独自に設定する科目」の一つではあるものの、従来の「領域（又は教科）に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容（又は各教科）の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が加えるこれらに準ずる科目」ではない新しい科目として加えられるものであることを踏まえ、指定大学が「指定大学が加える科目」を開設する場合は、当該趣旨を踏まえ、普通免許状の授与に必要なものの範囲において新たな内容を含む科目とすること。
- ③ 指定制度の詳細なスケジュールや具体的な申請要件等については追って教職課程を置く各国公私立大学に連絡する予定であること。

(3) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について

- ① 免許法施行規則第2条表備考第12号において規定される幼稚園と小学校の教諭の普通免許状の授与に際して修得が必要な単位の流用の規定においては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）」について、同規則第3条第1項の表の場合においても同様とする場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に係る部分に限る。）」と読み替えて扱うこととすること。
- ② 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第2項及び第3項に規定される経過措置により、改正前の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得した者は、改正後の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術に関する教育の理論及び方法」に読み替えることができることとなるが、この場合においても修得する総単位数に不足がないよう徹底すること。
- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。

- ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

(4) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設について

- ① 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、小学校及び中学校教諭の一種免許状及び二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状の教職課程に令和4年度以降に入学する者に適用される。科目の変更届の提出については、8月中に教職課程を置く大学等に連絡予定であること。
- ② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において1単位以上の授業時間数の確保がシラバス上で確認できる場合には、共通開設が可能であること。
- ③ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてられる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。

(5) 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

- ① 大学においては、免許法施行規則第66条の6により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。
- ② 免許法施行規則第66条の6の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。

(6) 認定課程全体を通じた ICT 活用指導力の育成について

- ① 大学等においては、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であることから、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが期待されること。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できる環境整備に努めることも期待されること。
- ② 大学等においては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教育委員会や学校の具体的な取組の参考となるよう作成された手引や動画コンテンツ等を教職課程の授業等で活用して、学生がより実践的に、また確実に教員の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組んでいただいているところであるが、引き続き、こうした教師向け研修資料を活用した実践的な学修活動の充実に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 大学等においては、「教職実践演習」における ICT の活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。
- ④ 大学等においては、認定課程における ICT 活用指導力の取組状況についても、自己点検・評価し、改革・改善につなげていくことが必要であること。また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、大学等の取組もこうした変化に対応していくことが必要であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 35 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）

参考資料 1 「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料 2 「教職課程における ICT 活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料 3 「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること
教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○ICT 科目、教職課程全般に関すること
教員免許企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○教員養成フラッグシップ大学に関すること
教員養成企画室教育大学係、教職大学院係

電話：03-5253-4111(内線：3498、3778)

E-MAIL：kyoin-y@mext.go.jp

11. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）

事務連絡
令和3年11月2日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程認定担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について

日頃から、教員養成の充実に御尽力いただきありがとうございます。

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」及び教職課程認定基準等の改正に関し、これまでお寄せいただいた質問を踏まえ、別添のとおり質問回答集をまとめましたので、参考に送付いたします。

各大学等におかれましては、本回答集を参照いただき、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則に関すること
免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

Email：menkyo@mext.go.jp

○ICT事項科目、教職課程に関すること
教職課程認定係

TEL：03-5253-4111（内線 2453）

Email：kyo-men@mext.go.jp

No.	カテゴリ	問合せ内容	回答
1	ICT事項科目	幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。	幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。
2	ICT事項科目	本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けているが、ICT事項科目の開設は可能か。	幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。
3	ICT事項科目	ICT事項科目の新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。	どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。
4	ICT事項科目	ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。	教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのは大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。
5	ICT事項科目	(1) 「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術（小学校用）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は1単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定） (2) 中・高と養護においても（1）と同様にすることは可能か。	(1)(2)ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。
6	ICT事項科目	ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。	①大学の時間数の換算により1単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は7～8コマ程度を想定）。 ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。
7	ICT事項科目	ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。	ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。
8	ICT事項科目	現在課程認定申請の審査中であるが、ICT事項科目に関し、①認定後、令和4年4月に開始するまでの間に、ICT事項関連科目の名称変更等はできるか。②もし、①ができない場合、令和5年2月までに行うICT事項科目変更届において変更は可能か。（適用は令和4年度入学者の2年次以降）	ICT事項関連科目の開始が、令和5年4月以降であれば、①、②いずれも可能（①②いずれも、ICT事項科目変更届により、各年度の2月末日までに提出のこと）。
9	ICT事項科目	ICT事項科目を令和4年度入学者のカリキュラムにおいて、3年次対象の科目（開講年度は令和6年度）とした場合であっても、令和4年度に入学する編入学生や科目等履修生に対応するために、令和4年度から、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を開講する必要がありますでしょうか。	原則、令和4年度の入学者向けのカリキュラムからの対応になる（編入学生、科目等履修生向けに開設することを妨げないが任意）。
10	ICT事項科目	①ICT事項科目の開設年度について、令和5年度開設の場合、令和4年度生に対して2年次配当という理解で間違いはないか。 ②ICT事項科目の教員カウントについて、ICT新設科目と、教育方法の科目について、同一の教員をカウントすることは可能でしょうか。もしくは、新科目について非常勤講師を担当者とすることも可能なのでしょうか。	①ICT事項科目は令和4年度入学者から適用するため、令和5年度から開設（開始）される場合は、2年次以降の履修になる。 ②専任教員の配置基準は学校種により異なるため、各基準を参照いただきたい（小学校は新基準4-2（4）、中高は4-3（5）ii）。なお、ICT事項科目と他の科目を兼ねて担当することは可能である。また、担当者の、専任・兼任・兼任の別は問わない。
11	ICT事項科目	①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和4年度よりICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。 ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和4年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。	①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したものが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。 ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。

12	ICT事項科目	ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることが可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいか。	ご認識のとおり。
13	ICT事項科目	幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はないと理解してもよいか。	幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されないため、従来のままで構いません。
14	ICT事項科目	今回改正されましたICT事項科目等を複数大学で共同開設することは可能か。	ICT事項科目に限らず、連携開設科目等の制度にのっとって所定の手続を踏まえた上で開設をするなど、複数大学での科目開設が可能ながある。
15	ICT事項科目	既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと4年次前期の履修科目となっている。このまま4年次の履修科目としてよいか。	ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程コアカリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。
16	ICT事項科目	①課程認定申請書を提出する場合、「ICT事項科目」に係る第4号様式（履歴書・教育研究業績書）について、身分が専任教員、兼任・兼任に拘わらず「ICT事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。 ②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。	①ICT事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それが無い場合は、当分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。 ②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくてもICT事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。
17	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項3に「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者を持って充てることが可能とする。」とあるが、現在「教育方法(含情報機器及び教材の活用)を担当している教員も変更届で履歴書・教育研究業績書を提出する必要があるか。	専任教員については提出が必要。
18	ICT変更届	変更届新旧対照表(中高)について、対照表の右下に「専任教員数(各教科の指導法)」の人数を記入する欄がある。例えば、「社会科・地歴科教育法」の専任教員がいる場合、この表内には氏名の記載はしないが、人数として計上してもよろしいか。	本件新旧対照表には各教科の指導法の専任教員名は記載しません。が、当該事項に専任教員が配置されている場合は、人数を記載してください。
19	ICT変更届	ICT変更届は開設の前年度の2月末に提出することになるが、「開設」というのは、その科目が具体的に「開始される」前年度の2月ということか。それともそのカリキュラムが適用される入学者のカリキュラム開始の前年度ということか。	前者を指す。
20	ICT変更届	① 説明会資料3のP15の2-4①の記載に対応する場合、在学生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在学生用と新入生用の2種類が必要となる） ② 上記のとおりであれば、在学生用の変更届にて、「ICT事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。	① 在学生用カリキュラムと令和4年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在学生にICT事項科目の開設を適用する場合は在学生用の変更届を提出してください。 ② 旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規規則に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。
21	ICT変更届	本学は、ICT事項変更届を「大学学部学科等の課程」と「大学学部学科の通信の課程」で分けて提出するが、この変更届を別々の年度で提出することは可能か。	通学課程と通信課程でICT事項科目の開設時期が異なる場合は、それぞれの期限（令和4年度開設：令和4年2月末、令和5年度以降開設：令和5年2月末）に間に合うようにご対応ください。
22	ICT変更届	①キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいか。 ②1大学で1つの変更届で提出するとのことだが、複数キャンパスが遠方に分かれており、開設する時期が異なる。変更届の提出時期が異なってもよいか。	①学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。 ②原則、1つの大学において、ICT事項科目の変更届は開設年度の早い学科等に合わせた提出をお願いしており、学科ごとに五月雨での提出は想定していない。ただし、大学によってはキャンパスが遠方（50Km以上）にまたがり、実態として別の開設体制をとっている場合もありますので、そのような大学については、異なる年度での届出について、必要に応じてご相談ください。
23	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に、小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に係る変更も手続を行うのか。	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に伴う変更は、ICT事項科目の変更届での対応は不要です。ただし、授業科目名の変更、担当の専任教員の変更等、通常の変更届の対象となる事由が発生した場合は、通常の変更届と同様、変更が生じる前までに変更届の提出が必要です。
24	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に学則変更の届出は必要か。	学則については、ICT事項科目の変更届時は不要（通常の変更届においても学則は提出を求めている（手引P89⑦⑧除く））。
25	ICT変更届	ICT事項科目の変更届の新旧対照表において、兼任教員や兼任教員を追加する場合、専任教員ではないので「専任教員氏名・職名」欄は空欄になるが、それでも「教員追加」と記載する必要があるのか。	ご認識のとおり。兼任・兼任教員の場合は、新旧対照表では氏名を記載しないが、変更理由欄には「教員追加」と記載してください。教員の氏名が空欄になっていても、（2）変更一覧表において状況が確認できるため特段問題はありません。

26	ICT変更届	ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和4年3月末までに届出を行えばよいか。	ご認識のとおり。
27	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項1（1）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。	確認事項1（1）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和3年8月27日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。
28	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。	各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。
29	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目名の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。	シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。
30	各教科の指導法	今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいか。	英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。
31	66条の6科目	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続きスケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。	当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。
32	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位の併せて2単位の修得とすることは可能か。	免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。
33	66条の6科目	今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。	ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することを願いたい。
34	66条の6科目	「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。	学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。
35	66条の6科目	本学は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能か。	「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを2単位分修得することとしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することを願いたい。
36	66条の6科目	施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文科科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。
37	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。	昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。
38	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。	免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。

39	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・A I教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるとは考えて良いか。）	ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。
40	66条の6科目	「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・A I教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。	「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第66条の6の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。
41	66条の6科目	令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。	可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。
42	経過措置	経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。	ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。
43	経過措置	令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。 ①卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生 ②卒業後、間をあけて科目等履修生になった場合	ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和4年3月31日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和4年3月31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合にも、新規により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和4年3月31日までに既に修得した旧科目は、新規の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」）
44	経過措置	再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。	今回の改正においても、改正省令附則第2項により、令和4年3月31日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。
45	経過措置	①科目等履修生として今年度（令和3年度）在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか） ②上記①において、継続性が有るとなった場合、令和2年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。 ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けでは3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和4年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2）の継続性が無い場合も含む）	①令和4年3月31日と令和4年4月1日間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。 ②令和4年3月31日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。 ③令和4年度入学者の所定の時期に開設すればよい必要はない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。
46	経過措置	令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規の学力に関する証明書を発行することになるか。	改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。
47	経過措置	①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いはないか。 ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いはないか。	①ご認識のとおり。 ②免許法施行規則附則第2項により、令和4年3月31日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。

48	経過措置	令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。	短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。
49	経過措置	令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開設されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。	○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。 ○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみなすこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。 ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。
50	経過措置	令和4年4月1日に、4年生大学「A大学」から別の4年生大学「B大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「A大学」又は「B大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があると理解して良いか。	事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高等専の卒業・修了をしていない）、令和4年3月31日と同年4月1日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続いていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。
51	経過措置	令和3年度以前にA大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるA大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があると理解して良いか。	ご認識のとおり
52	経過措置	旧法（平成10年改正法）下において修得した「教科の指導法」は平成29年改正免許法施行規則附則第3項に基づく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」にしか読み替えることができないと思われるが、旧法下において「教科の指導法」を取得済みの場合は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を再度取得する必要があるという認識でよいか。	ご認識のとおり
53	共通開設（複数学科）	中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするか、いずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいか。	大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。
54	共通開設（複数学科）	教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせることはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせることはできない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせることで適用できると解してよいか。	これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4-8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4-9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4-8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4-8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。
55	共通開設（複数学科）	複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。	当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。

56	共通開設（複数学科）	2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。 (例) ・A学科(通学課程)(通信教育課程) ①幼稚園教諭二種 ・B学科(通信教育課程) ②幼稚園教諭二種 上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。	共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4-8(4)の特例を重ねて適用する(A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする)ことはできませんのでご注意ください。
57	共通開設（複数学科）	「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。	同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合(学科によって科目名が異なる等)は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。
58	共通開設（複数学科）	①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。 ②例えば、A学科が開設する中学校(社会)の科目を、B学科の高校(地理歴史)の免許申請のための科目として使用することができるか。	①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設(各学科等の所属学生それぞれに対して開設)するということもあり得る。 ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。
59	共通開設（複数学科）	今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。	在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。
60	共通開設（複数学科）	基準4-8(2)viで「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか(基準4-8(2)vの教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi)ではないので可能と読むこともできる)。	中高の各教科の指導法の特例(vii)と、小中の各教科の指導法の特例(viii)はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である(このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要)。今回の改正においては、小中校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。
61	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科(A学科)が、小学校一種の課程認定のあるを受けている学科(B学科)と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。	本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間で学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。
62	共通開設（義務教育特例）	①教育学科中等教育コースにおいて、卒業までに中一免と小一免(または小二免)の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合、本学の広報媒体で、「本学が指定する条件を満たした上で、コースを越えて所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。 ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し、小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合、教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。	①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。 ②可能である(教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合)
63	共通開設（義務教育特例）	中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科(教育学科)の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。	A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携(共通科目の設定等)することが可能。
64	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習(小中教育実習)の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。	中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思われるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる(例:小・中共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位)。
65	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者(令和5年3月末日までに変更届提出)」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度(令和4年)3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。	①最短で令和4年4月1日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。 ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能(特例を使うかどうかは、任意。)

66	共通開設（義務教育特例）	免許の中小併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要があり、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2-（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請が必要がある、という理解でよいか。	義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合にはご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。
67	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小1種免・中1種免（国語））の開設し、この授業科目を高1種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。	可能である。
68	小学校課程要件緩和	4-8（2）Vにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第2条表備考第11号）により教育実習の単位は3単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を5単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を3単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。	幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。
69	共通開設（義務教育特例）、小学校要件緩和	小学校教科の開設がこれまでの10教科より、1教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で10教科を開設しているような学部の場合であっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計10単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計20単位を取得し、合計30単位を取得するような履修の仕方はできるか。	免許法施行規則上（第3条表備考第1号）では、小学校の教科専門科目は1以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。
70	自己点検等	本学では、教職課程の全学組織設置に向けた検討を今年度から着手しているが、令和4年4月1日の設置は難しく、令和5年4月1日の設置を目指している。上記のような検討状況であっても改正施行規則に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。つまり、施行日時点では全学的な組織設置に向けた準備に着手してはいるものの、設置までには至っていない状況であるが問題ないか。	「免許法施行規則第22条の7においては、「大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とされており、令和4年度から、このような体制が整備される必要がある。必ずしも教職課程の全学組織の設置日が令和4年4月1日であることを求めるものではないが、複数の学科等の教職課程間が連携し全学的な観点から教職課程の運営が実施できる体制を備えていただきたい。
71	自己点検等	改正後の施行規則の施行日が令和4年4月1日のため、施行後最初の自己点検・評価については、令和3年度の状況について行い、報告書も令和4年度内に公表すべきか。または、大学全体の自己点検・評価に合わせて実施するものと大学が機関決定した場合、報告書の公表は令和5年度以降になることもあり得るが、必ずしも令和4年度内に公表していただく必要はないか。	○施行が令和4年4月1日であるため、それまでに体制を整え、それ以降から評価ができるようにすれば良い。 ○大学の教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば毎年度行うことも考えられるが、その実施間隔や公表の時期等は各大学の状況に応じ適切に判断すること。
72	連携開設	連携開設等に関する基準等の改正について、本学は大学と短大を併設しているが、「大学」「短大」間でも、この基準が適応できるのか。	連携開設科目の活用（連携開設科目制度を活用し自大学の教職課程の科目にみなすこと（新基準3（3）））のみであれば、この制度を活用可能である大学連携推進法人の認定を受ける等の条件を満たし、かつ教職課程の科目の変更届を提出することで可能です。一方、連携開設科目の活用にとどまらず、「連携教職課程」（新基準2（3））としての認定を受ける場合は、同一の免許種での課程認定を同時に受ける必要があるため（新基準9）、大学と短大では免許種が異なるため可能でないことに留意。
73	フラッグシップ大学	教員養成フラッグシップ大学構想について、本学は、教員養成フラッグシップ大学の申請を考えている大学（責任校）との「連携協力校」として、参加することを検討している。その場合、「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とするという学部段階の特例措置を「連携協力校」である本学が必ず活用しなければならないか。	フラッグシップ大学の公募要領に記載のとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を革新していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて、当該教員養成フラッグシップ大学に限って認められるものであり、取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはならない。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には、関係大学が共同で申請の上で、それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要。
74	変更届（通常）	通常教育課程の変更届を提出する予定であるが、その場合、新旧対照表の第四欄部分の「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の欄には新設した「教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」のみ記載すればよいか。	ICT事項科目の変更届を届出済みであれば、ご認識のとおり。

75	単位の流用	改正後の免許法施行規則で小1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して幼1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、幼1種免の課程で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を必ずしも修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した小1種免の「教育の方法及び技術」の単位を幼1種免の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位に流用することができる。
76	単位の流用	幼1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免の課程で「教育の方法及び技術」に関する内容を修得する必要はないが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は小1種免の課程で修得しなければならないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする際に、幼1種免を取得した際の単位を流用する場合、小1種「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位までは幼1種「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を持ってあてることができるが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」にはあてることができない。
77	単位の流用	改正後の免許法施行規則で中1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第11号（単位の流用）を適用して小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免取得に必要な「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した中1種の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を流用すれば改めて修得する必要はない。

12. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

I. 策定の背景

Society5.0時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中であって、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するのではなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付

ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

Ⅱ. 教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に

行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

①教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、Ⅲで示す観点の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。

②教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断すべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

③教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、①学科等の目的・性格と免許状との相当関係、②教育課程、③教員組織、④施設・設備、⑤教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

④教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点

項目 1

観点 A

項目 2

観点 B

項目 3

観点 C

・
・
・

・
・
・

以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

①教育理念・学修目標

[大学全体レベル※1] [学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況
 - ：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
 - ：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
 - ：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等

※1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

②授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
 - ：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を

生かしつつ適切に行われているか 等

- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
： I C T（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性
：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
：例えば、教員として身につけることが必要な I C T活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況
：1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等
- ・教育課程の充実・見直しの状況
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

[授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況
：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況
：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングや I C Tの活用など新たな手法の導入状況
：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングや I C Tを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等
- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況
：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

③学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
 - ：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

[学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築
 - ：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等
 - ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況
 - ：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ※2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

[授業科目レベル]

- ・成績評価の状況
 - ：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

④教職員組織

[大学全体レベル※3]

[学科等レベル]

- ・教員の配置の状況
 - ：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等
- ・教員の業績等
 - ：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等
- ・職員の配置状況
 - ：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等
- ・FD・SDの実施状況
 - ：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

※3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」（Ⅳ）を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

[授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況
：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

⑤情報公表

[大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等
- ・学修成果に関する情報公表の状況
：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等
- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか

⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

[大学全体レベル※5]

[学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等
- ・学生に対する履修指導の実施状況
：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ・学生に対する進路指導の実施状況
：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等

※5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

⑦関係機関等との連携

[大学全体レベル]

- ・教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

- ：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等
- ・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
 - ：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等
- ・学外の多様な人材の活用状況
 - ：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等

Ⅲ. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまでも、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に応じて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養

成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整

- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと
- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされることがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
- 自己点検・評価の観定の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携
※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観定を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応
※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について

検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

実施に当たったっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について
 「在外教育施設等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

在外教育施設における教育実習の実績について

背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
 - ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進
- ⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（※）による教育実習が平成31年4月より可能となった。

令和元年度実績

受入校 ジャカルタ日本人学校

1. 実施校：高松大学（私立）
2. 実施時期：令和元年9月10日～14日（5日間）
3. 実習生：2名
4. プログラムの詳細：右記のとおり
5. 主な成果：
 - ・海外における特色ある教育や指導法（ジャカルタの特色を生かした学校行事、教科の教材開発、学習指導）に触れることができた。
 - ・全国から集まる教師から様々な教授法や教育情報を学ぶことができた。
 - ・現地採用教師との交流を通して多面的な世界観に触れることができた。
6. 令和2年度の状況：2名とも教員採用試験に合格



	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
9月10日 火	朝の活動 自己紹介 実習時間 等の説明	オリエンテーション 小学校、中学校 手紙を投、活動見学	配属学校・学年 授業参観	配属学校・学年 授業参観	実習生 特別研究授業 (2年・4年)	配属学校・学年 授業参観	14：55バス発車 学校探検教員(若 年)との情報交流会
9月11日 水	朝の活動 新築が、作り サテライト出発	大塚雄訪問 9：00～10：00	配属学校・学年 授業参観	ジャカルタ市内観光	配属学校・学年 授業参観		
9月12日 木	朝の活動 朝の会	実習生 特別研究授業 (2年・4年)	小4（能力別） インドネシア語 授業参観	幼稚園 施設・活動見学	小2 連携：授業参観	配属学校・学年 授業参観	14：15バス発車 14：30校内研修 連携研究授業
9月13日 金	朝の活動 朝の会	現地校探検 SDN Pondok Kacang Barat03（公立校） Yayasan Sekeloh Amnissa Selatan（私立校） 軍人実習基地（マカム）見学	8：30～9：30 10：00～11：00 ～12：00	小5（能力別） 英会話 授業参観	小5（能力別） 英会話 授業参観	1・2年 ことばの教室 授業参観	14：55バス発車
9月14日 土	6：00朝食バイキング 6：30チェックアウト 荷物をお長客へ移動 7：00出発 8：00学校着	8：55 中野舎専用コンクール	小学校実習授業	配属学校・学年 授業参観 児童とのお別れ	配属学校・学年 授業参観 児童とのお別れ	13：55バス発車 14：05終礼 教職員へ挨拶 14：30学校発	

出典 令和元年度高松大学報告書等より文部科学省作成

令和2年度実績

受入校 香港日本人学校香港校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）

4. 主な成果

- ・コロナウィルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
- ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考に became.
- ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成29年文部省告示第14号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準すること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準することなどの基準が定められている。

14. 課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る令和4年度末までの事後調査について

元教教人第28号
令和元年11月22日

関係各国公私立大学長
殿
関係各公私立短期大学長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
柳澤好治

課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る
令和4年度末までの事後調査について

令和2年度以降に開始する教職課程の認定の際に、下記の留意すべき事項を付された大学（短期大学を含む。以下同様。）については、令和4年度末までの事後調査に対応していただくことが必要です。

事後調査については、対応の準備が整った大学から順次、必要書類を提出していただけるよう、令和4年度までの間、毎年度、実施します。

別添の「事後調査対応届作成要領」に従い、必要書類を作成の上、各年度の所定の期日までに、御提出いただきますようお願いします。

各大学においては、留意すべき事項への対応を計画的に準備し、令和4年度末までには完了していただきますようお願いします。

記

1. 対象となる大学

○「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有しておらず、以下のいずれかを有している者をもって充てている。

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

○小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績を有している者をもって充てている。

2. 令和2～令和4年度までの各年度の9月末

（令和2年度は9月30日（水）締切。9月末日が土曜、日曜に当たる場合、直近の平日に繰り上げる。）

3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「事後調査対応届作成要領」参照

（本件担当）教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
Tel : 03-5253-4111（内線 2453）
Mail : kyo-men@mext.go.jp

事後調査対応届作成要領（令和3年度改定）

1. 事後調査の対象

教職課程の認定の際に以下のとおり留意すべき事項が付された大学は令和4年度末までに本要領に従い事後調査対応届を提出すること。

- (1) 幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるに当たり、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年11月17日文科科学省令第41号。以下、「改正免許法施行規則」という。）附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育をもって充てている。
- (2) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有しておらず、以下のいずれかを有している者をもって充てている。
 - ① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績
 - ② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績
- (3) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績を有している者をもって充てている。

上記、(1)(2)(3)について、事後調査にて求められる対応方法は以下の通りである。なお、「業績追加」には、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も含む。

- ・ 留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公開された業績に限らず、過去10年以内（平成24年10月1日～教育研究業績書記載日まで）の業績を追加すること
- ・ 留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること

番号	対応方法
(1)	各領域の「領域に関する専門的事項」の開設及び教員追加
(2)	留意事項が付された対象教員（以下、「対象教員」という）の業績追加又は業績を有する教員等への変更
(3)	

2. 事後調査のスケジュール

事後調査は次の手順で行うこととする。

《事後調査の手順》

9月末日	事後調査対応届（案）の提出締切
10～12月	内容確認完了後、正本提出 正本に基づき審査
翌年1月～3月	文書による事後調査の結果通知

※事後調査の結果通知後、授業開始までの間に教員を変更する場合は至急連絡すること。

3. 事後調査対応届の提出方法

《提出書類》

○改正免許法施行規則附則第7項に対応する場合

- ・かがみ
- ・新旧対照表→附則第7項：領域に関する専門的事項（新、旧で別葉で作成）
- ・対象科目のシラバス
- ・対象教員の履歴書、教育研究業績書

○総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」に対応する場合

- ・かがみ
- ・対応方法表
- ・新旧対照表（※教員の変更、追加、削除が生じる場合に提出を要する。業績追加のみの場合は提出不要。）
- ・対象科目のシラバス（科目の新設、担当教員変更にかかる場合のみ提出すること。担当教員も授業内容にも変更がない場合は提出不要である。）
- ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（教育研究業績書には、留意事項を付され、今回対応届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）

※各提出書類については、「教職課程認定申請の手引き（平成32年度開設用以降）」「表紙等の作成例」に示す、申請を行う課程の種類（大学学部学科等における課程 など）ごとに別々に作成し、まとめること。

※各様式については、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。

(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1414800.htm)

《提出手順》

- ・ 9月末日までに「事後調査対応届（案）」を電子メールにて提出（必着）
- ・ 事務局による確認を経て、11月下旬をめぐりに「審査用資料」及び「正本」を提出
※別途指示あり

《提出方法》

- ・ 「対応届（案）」提出の際は、全書類を一つのPDFファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を電子メールにて提出すること。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。

メール件名：事後調査対応届（案）提出【〇〇大学】（対応する留意事項を記載）

例：事後調査対応届（案）提出【文科大学】（総合、英語）

電子ファイル名：事後調査対応届（案）【〇〇大学】.pdf

- ・ 事務局による確認指摘、「審査用資料」及び「正本」の提出は文部科学省から別途指示する。
- ・ 「正本」は事務指摘等で修正のなかったページも含め、一式をPDFファイルにより提出。（書類の郵送及び持参の必要はない。）
- ・ 複数の対応届をまとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- ・ 各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

①かがみ（共通）

【改正免許法施行規則附則第7項】

②新旧対照表→ ③シラバス→ ④履歴書→ ⑤教育研究業績書

【総合的な学習の時間の指導法】

②対応方法表→ ③新旧対照表→ ④シラバス→ ⑤履歴書→ ⑥教育研究業績書

【小学校「外国語の指導法」】

②対応方法表→ ③新旧対照表→ ④シラバス→ ⑤履歴書→ ⑥教育研究業績書

※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。

- ・ 改正免許法施行規則附則第7項、総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」ごとに1つのPDFファイルにまとめること。
- ・ 仕切りページや白紙ページの挿入は不要。
- ・ PDFファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。
 - 1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
 - 2) ページレイアウトは「連続」
 - 3) 表示比率は「幅に合わせる」

《提出先》

- ・ 「対応届（案）」「審査用資料」「正本」
電子メール送付アドレス：kyo-men@mext.go.jp

4. 事後調査対応届の作成要領

i) かがみ

改正免許法施行規則附則第7項、総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」にかかる事後調査について、1枚にまとめて作成すること。

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ事後調査対応届を実際に発送する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 該当する留意事項に☑を付けること（複数の事項に該当する場合は該当事項全てに☑をつけること）。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
① 令和〇〇年〇月〇〇日

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇大学の認定課程における事後調査対応届の提出について

このたび、課程認定における以下の留意事項にかかる事後調査対応届について、別紙のとおり提出します。

⑤ 改正免許法施行規則附則第7項
 総合的な学習の時間の指導法
 小学校「外国語の指導法」

ii) 新旧対照表

「教職課程認定の手引き (平成32年度開設用以降)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に従って作成すること。なお、以下の点については変更届の作成方法とは異なるため、留意すること。

※各様式については、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。

(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1414800.htm)

- ・新しく科目を置く幼稚園の領域に関する専門的事項の旧欄及び、附則第7項適用様式の新欄は原則記入不要であるが、既に5領域の科目を一部開設している場合等はセルの網掛け、斜線を外して適宜必要事項を記入すること。
- ・専任教員だけでなく、兼担、兼任教員を含めた全担当教員の氏名を記入すること。兼担、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。
- ・5領域の領域に関する専門的事項を1科目でも新設する場合は事後調査対応届にて対応すること。
- ・教員の履歴書、教育研究業績書は新設科目の担当教員や、変更、追加があった担当教員のものを提出すること。
- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」については、教員を変更、追加、削除する場合に提出すること。対象教員の業績追加のみの場合は提出不要。
- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」については、両事項にかかる科目の変更のみを記載し、それ以外の変更については記載しないこと。
- ・「変更内容等」欄の記載については以下の表により記載すること。なお、授業科目の内容のみの変更など、以下の表に記載されていない内容の変更は、「変更内容等」欄に記載しないこと。

変更する内容	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	新設
授業科目を廃止する場合	廃止
授業科目の名称を変更する場合	科目名称変更
授業科目の単位数を変更する場合	単位数変更
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	履修方法変更
教員（専任・兼任・兼任教員）を追加する場合	教員追加
教員（専任・兼任・兼任教員）を削除する場合	教員削除
教員（専任・兼任・兼任教員）を変更する場合	教員変更
専任教員の職位を変更する場合（教授への変更のみ）	職位変更

(記入例)

イ) 領域に関する専門的事項（幼稚園教育要領に定める5領域）

(事後調査対応編)
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の新旧対照表											
大学名		〇〇大学(学部学科等の課程)			担当部局			担当者			
設置者名		〇〇〇〇			電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			FAX番号						
					e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類(免許教科)	新学則等の適用年度	備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	令和〇年度	令和〇年度入学生より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成31年度	幼一種免	-				
施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	担当教員 氏名・職名	履修方法		
領域及び保育内容の専門的事項に関する科目	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授						新設	
	人間関係	幼児と人間関係	2	△△△△講師						新設	
	環境	幼児と環境	2	××××准教授						新設	
	言葉	幼児と言葉	2	(□□ □)						新設	
	表現	音楽表現	2	(●●●●)							新設
		造形表現	2	(▽▽▽▽)							新設
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論	2	(〇〇〇〇)						新設	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) ・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●専任教員数(合計)	(新) 〇人 / (旧) 〇人				
					(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●必要専任教員数	(新) 〇人 / (旧) 〇人				

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教員を変更しない箇所も併せて記載すること。

※3 既に旧欄にも科目を置いている場合は網掛け、斜線を外し、適宜必要事項を記入すること。

※4 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

ロ) 領域に関する専門的事項 (改正免許法施行規則附則第7項)

(事後調査対応届)
(新旧対照表) 【改正施行規則附則第7項】

領域及び保育内容の指導法に関する科目の新旧対照表												
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者			
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇年度		令和〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成31年度	幼一種免		—				
施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必 選	共通 開講 学校 種	担当教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名			履修 方法
領域に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)						国語	2	〇〇〇〇教授		廃止	
	算数						算数	2	〇〇〇〇准教授		廃止	
	生活						生活	2	(□□ □)		廃止	
	音楽						音楽	2	〇〇〇〇講師		廃止	
	図画工作						図画工作	2	(▲▲ ▲▲)		廃止	
	体育						体育	2	〇〇〇〇助教		廃止	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人							
	・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人							

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教員を変更しない箇所も併せて記載すること。

※3 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

ハ) 総合的な学習の時間の指導法

(事後調査対応版)
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)											
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者		
設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
教育課程を変更する科目等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考	
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		-		令和〇年度入学生より適用する。	
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇年度	小一種免		-			
免許法施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等	
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	共通科目	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	担当教員 氏名・職名		履修方法
			必選	学校種				必選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想										
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)										
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)										
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程										
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解										
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)										
道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法										
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		〇〇 〇〇教授		総合的な学習の時間の指導法	2	(××××)	教員変更	
	特別活動の指導法										
	教育の方法及び技術										
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法										
	生徒指導の理論及び方法										
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法										
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
	教育実習										
	学校体験活動										
	教職実践演習										

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 総合的な学習の時間の指導法の科目にかかる内容以外は記載しないこと。

※3 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

二) 小学校「外国語の指導法」

(事後調査対応編)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局		担当者				
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		-		令和〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇年度	小一種免		-				
施行規則に定める科目区分等			新					旧				変更内容等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名	履修方法		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (書写を含む。)											
	社会											
	算数											
	理科											
	生活											
	音楽											
	図画工作											
	家庭											
	体育											
	外国語		初等外国語 (英語) 科指導法	2	(〇〇 〇〇)		初等外国語 (英語) 科指導法	2	(▲▲▲)		教員変更	

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 小学校「外国語の指導法」の科目にかかる内容以外は記載しないこと。

※3 「担当教員氏名・職名」欄には対象教員及び変更後の教員氏名を記入すること。兼担、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

iii) 対応方法表

該当の学部学科名、免許状の種類、対象教員氏名を記載し、対応方法については以下いずれかを選択の上、必要に応じて変更後の教員氏名を記載すること。

対応方法表は対象教員ごとに行を分けて作成すること。同一の科目であってもクラス分けて複数の教員が対象となっている場合は対象教員ごとに行を作成すること。

対応内容	「対応方法」欄の記載	「変更後の教員氏名」欄の記載	※履歴書、教育研究業績書の提出有無
対象教員の業績を追加する場合	「業績追加」	記載不要	対象教員分の提出が必要
対象教員を別の教員に変更する場合	「教員変更」	教員変更、追加、削除後の担当教員全員の氏名を記載	教員変更、追加、削除後の担当教員全員分の提出が必要
対象教員に加えて別の教員を追加する場合	「教員追加」		
複数、オムニバスの授業について、留意事項が付された教員を削除する場合	「教員削除」		

※複数の対応方法を選択する場合は、「対応方法」欄に該当の対応方法を併記すること。

(記入例)

総合的な学習の時間の指導法の対応方法																
						大学名: ○○大学										
番号	学部学科名	免許状の種類	科目名	対象教員氏名	対応方法	変更後の教員氏名										
①	A学部B学科	・小一種免	○○の指導法	○○ ○	業績追加											
②	C学部D学科 C学部E学科	・中一種免(国語、社会、理科、数学) ・高一種免(国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報)	○○の指導法(中高)	△△ △△	教員変更	□ □ □ ● ● ● ●										
③	F学部G学科	・養教一種免	○○と□□の指導法	▲▲ ▲	業績追加 教員追加	▲▲ ▲▲ ◆ ◆ ◆ ◆										
※事後調査対応届にて届出がなされた教員の変更又は追加について、教育課程の変更届は提出不要。																
						<table border="1"> <tr><td>担当部署名</td><td></td></tr> <tr><td>担当者名</td><td></td></tr> <tr><td>TEL</td><td></td></tr> <tr><td>FAX</td><td></td></tr> <tr><td>E-MAIL</td><td></td></tr> </table>	担当部署名		担当者名		TEL		FAX		E-MAIL	
担当部署名																
担当者名																
TEL																
FAX																
E-MAIL																

iv) シラバス、履歴書、教育研究業績書

シラバスは科目の新設、担当教員変更にかかる場合のみ提出すること。担当教員も授業内容にも変更がない場合は提出不要である。なお、シラバス中、留意事項付き認定時の申請書類から変更された内容を赤字で記載すること。

履歴書、教育研究業績書は新設科目の担当教員、変更（追加）後の担当教員全員について、専任、兼担、兼任を問わず提出すること。なお、教育研究業績書に記載する科目名には対応方法表左端の番号を併記すること（例：「①総合的な学習の時間の指導法」）。また、業績追加を行った教員の教育研究業績書について、留意事項付き認定時の申請書類から追加された業績及び追記された業績の概要を赤字で記載すること。

書類の作成に当たって、上記以外の点については、「教職課程認定の手引き（平成32年度開設用以降）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」を参照すること。

なお、履歴書及び教研究業績書における押印は不要となっていることに留意すること。

5. その他

事後調査対応届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更について、教育課程の変更届は提出不要。

15. 事後調査対応届に関する質問回答集（最終改定：令和元年11月11日）

※最新版は文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1414800.htm）に掲載していますので御確認ください。

※この資料において、「手引き」とは『教職課程認定申請の手引き』を指します。

「通常の変更届」とは、手引き中「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」による変更届を指します。

（共通事項）

番号	カテゴリ	質問	回答
1	共通	事後調査について「平成34年度までの間、毎年度実施」との記載があるが、事後調査対応届の提出は、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はないと理解してよいか。また、「今年度は留意事項対応届を提出しない」旨の報告は必要か。	御認識のとおり、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はありません。「毎年度実施」としているのは、あくまで、準備が整い次第提出いただけるよう、受付窓口を毎年度開いているという趣旨です。 今年度に提出書類が整わない場合、その旨の報告は不要です。 なお、令和4年度に初めて対応届を提出する場合、審査の結果「担当不可」となれば、その後の対応が困難となる可能性があるため、早めの対応をおすすめします。
2	共通	現在、「改正規則附則第7項」及び「総合的な学習の時間の指導法」について留意事項が付されている。「総合的な学習の時間の指導法」は業績の追加ができていないため、本年度は「改正規則附則第7項」のみ事後調査対応届を提出したいが可能か。	可能です。 準備が整った事項、教員のみ個別に提出して差し支えありません。
3	共通	未だ留意事項に対応する準備は整っていないが、担当の専任教員が退職し、次年度以降兼任として同一科目を担当することとなる。また、認定課程以外の学科の改組により、附則第7項適用科目の担当教員が新学科に異動し、兼任となる。この場合、事後調査対応届の提出は必要か。	留意事項を付された教員が、専任から兼任又は兼任へ変更するなど、留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。
4	共通	留意事項への対応に伴い、入学定員上必要な専任教員数及び各事項を担当可能な教員を配置するため、その調整により、例えば保育内容の指導法等、他の区分の担当教員が変更となることについては、事後調査対応届ではなく、通常の変更届での手続となるのか。また、その際の変更届は事後調査対応届の提出期限である9月末に合わせて提出しなければならないか。	留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。 その様式、提出方法及び提出時期は手引きp87～「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」によるため、9月末ではなく、変更後の教育課程を実施する前（令和2年4月からの変更であれば令和2年3月末）が提出期限となります。
5	共通	留意事項を受けた課程を置く学科が募集停止となるため、本年度末をもって取下げ予定である。取下げ後、令和4年度末までに事後調査対応届の提出は必要か。	取り下げた課程について、事後調査対応届の提出は不要です。 ただし、令和4年度に、年度ごとの調査とは別に最終確認の調査を行う予定であり、その際には募集停止により対応済みである旨を回答いただくことが必要です。 なお、「総合的な学習の時間の指導法」及び「各教科の指導法（小学校英語）」の留意事項を付された教員は、本来有すべきとされる業績を有しない状態で特例認定を受けている状態ですので、その趣旨を踏まえ、募集停止される学科の教員であっても、当該科目を担当する限り、当該科目に本来求められる業績を追加するよう努めることが望まれます。
6	共通	事後調査対応届に添付する教育研究業績書について、当該教員が留意事項を付された科目（例えば「総合的な学習の時間の指導法」）以外に授業科目を担当している場合（他の科目区分や校種も含む）、それらの科目についても業績を記載する必要があるか。	事後調査対応届に添付する教育研究業績書には、留意事項を付され、今回対応届を提出する科目に係る業績のみ記載し（「総合的な学習の時間の指導法」に係る留意事項であれば、「総合的な学習の時間の指導法」の科目のみ）、他の科目の業績は削除してください。その際、課程認定時に「再掲のため、略」としていた業績の初出部分が削除される場合には、略せずに概要を記載してください。 なお、「担当授業科目に関する研究業績等」については、対応届提出期限から10年以上前ものは削除してください。（令和2年9月末までに提出する対応届においては、平成22年9月末までの研究業績等は削除）

(附則第7項)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	附則第7項	領域に関する専門的事項の科目を新設するためには、幼稚園担当の教員を増員しなければならないのか。	小学校の「教科に関する専門的事項」とは別に、幼稚園の「領域に関する専門的事項」の科目を開設しなければなりません。担当教員については、同一学科等において「領域に関する専門的事項」と「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができます。(課程認定基準4-1(3)(※3)、4-2(4)(※3))このため、必ず教員を増員しなければならないわけではありません。
2	附則第7項	専修免許状の課程において、附則第7項を適用しているとの留意事項が付されたが、本学としては附則第7項を適用している認識はなかった。なぜ留意事項が付されたか。また、どのように対応すればよいか。	新法下においては、附則第7項を適用しない限り、幼稚園の「領域に関する専門的事項」と、小学校の「教科に関する専門的事項」の共通開設は不可能であるため、平成30年度の課程認定申請書において幼・小の共通開設がなされている科目については、附則第7項適用による留意事項が付されています。対応案としては、共通開設を解消し、内容に応じて、幼又は小のいずれかの科目としてのみ残す(他方の課程では科目削除する。)などの例が考えられます。当然ながら、残す課程の授業科目として名称・内容が適切であるか、確認の上、必要に応じて変更してください。(連動して小学校の課程において変更が生じる場合は、別途、通常の変更届を提出すること。)共通開設区分を変更するのみの場合、事後調査対応届において該当する変更事項がないことから、便宜上、「変更内容等」欄に「小学校課程との共通開設を解除」と記載してください。
3	附則第7項	専修免許状の課程用の事後調査対応届様式が用意されていないようだが、事後調査対応届の一種免の新旧対照表を、専修免許状の項目に修正して使用すべきか。あるいは通常の変更届の専修免の様式を使用すべきか。	通常の変更届の専修免の様式(教科及び教科の指導法に関する科目)を使用し、以下の箇所を書き換えた上で提出してください。 ・最上段の「(Ⅰ 教育課程の変更届)」→「(事後調査対応届)」 ・免許法施行規則に定める科目区分「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」→「領域及び保育内容の指導法に関する科目」
4	附則第7項	今年度に教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届の審査を受ける場合、事後調査対応届は、今年度9月末までに提出が必要か。それとも令和4年度の提出でよいか。	確認事項1(1)③に基づく変更届か課程認定申請か、いずれの場合であっても、改組を行うことにより、認定年度が改まる(令和3年度等)ことから、改組後の課程については、附則第7項の規定を適用することはできません。このため、確認事項1(1)③に基づく変更届の「新」の課程については、領域に関する専門的事項の科目を開設する必要があります。なお、改組前の課程については取下げとなることから、以後の事後調査対応届の提出は不要です。
5	附則第7項	事後調査対応届の審査において、5領域のうち例えば「健康」領域でのみ教員が担当不可となり、他の領域は担当可となった場合、そのままでは当該年次のカリキュラムが整合性のないものになってしまう(この学年のみ「健康」領域は「体育」となる)ため、対応届を取り下げ、次年度に再度全体を提出し直すことは可能か。	可能です。 ただし、次年度は記載可能な業績の年次(10年以内)が1年改まるため、古い業績を削除した結果、今年度担当可となった教員が次年度は担当不可となることもあり得るため、留意してください。
6	附則第7項	1.現在、附則第7項適用の「教科に関する専門的事項」の科目は1科目2単位であるが、新たに開設する「領域に関する専門的事項」の科目を1科目1単位とすることは可能か。 2.この変更が認められる場合、領域に関する専門的事項の開設科目の合計単位数が減少し、大学が独自に設定する科目に充当できる単位数が不足するため、大学が独自に設定する科目を追加することを考えている。その手続きはどのようにすればよいか。	1.可能です。 2.「領域に関する専門的事項」の開設は、事後調査対応届によります。「大学が独自に設定する科目」の開設は、通常の変更届によります。

(小学校英語／総合的な学習の時間)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」「各教科の指導法(小学校・英語)」に係る事後調査について、担当教員の業績は課程認定申請済の業績の概要を追記すればよいのか、それとも別の業績を記載すべきなのか。	課程認定審査時点の業績書に記載されていた業績では不十分と認定されたものですので、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も可能です。 ・留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公開された業績に限らず、過去10年以内(教育研究業績書記載日から遡って10年以内)の業績を追加すること ・留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること なお、必要な業績の考え方は手引きp218「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方」及び、平成30年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料3「外国語(英語)の審査の考え方」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/21/1411908_04.pdf)を参照してください。
2	小英/ 総合	留意事項が付された教員が担当する科目について、開講年度によっては、留意事項への対応が済んでいない状態で科目を受講する学生がでてくるが差し支えないか。	留意事項の対応は令和4年度末までとされているところ、開講年次によっては期限前に開講年度が到来するため、留意事項対応未了のまま授業を実施することは可能です。 ただし、留意事項の趣旨を踏まえ、できる限り早期に業績を追加することが望まれます。
3	小英/ 総合	留意事項が付された教員が急遽今年度末で退職となる。後任として予定している教員は業績が不足している懸念があり、9月には業績の追加が間に合わない可能性がある。後任の教員が業績を追加するまで対応届の提出を遅らせる、提出後に業績を追記する、提出後により適切な教員が見つかった場合に差し替える、といった対応は可能か。	留意事項は当該教員に付されているので、いかなる理由であれ、来年度から教員を変更するのであれば、今年度9月末までに事後調査対応届を提出する必要があります。 審査は提出時点の業績を元に行うので、その後の業績を追記したり、別の教員で差し替えたりすることはできません。 対応届提出後に大学都合による書類の差し替えを行うことはできませんので、十分御注意ください。
4	小英/ 総合	オムニバスで科目を担当している兼任教員3名に対して留意事項が付されている。留意事項に対応する業績はまだ用意できていないが、うち1名を来年度から専任教員として採用することとし、他の1名が本年度末をもって退職することとなった。この場合、どのような手続きが必要か。	兼任から専任に変わる教員については、通常の変更届によります。 退職となる教員については、事後調査対応届によります。
5	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の両方の事項を含む科目を開設しているが、事後調査対応届の様式では「総合的な学習の時間の指導法」以外の欄は墨塗斜線とされている。この場合、どのように記載すればよいのか。	当該科目を「総合的な学習の時間の指導法」の欄にのみ記載し、備考欄に「特別活動の指導法を含む」と記載してください。

16. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事 務 連 絡

平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等
各 指 定 養 成 機 関 御 中
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室免許係*

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成30年5月18日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成30年1月9日版の質問回答集の関連する質問番号です。

No.	区分	質問	回答	(参考) 再課程認定 説明会質問 回答集
1	①経過措置 (法附則)	「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。	「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍していない。	(626)
2	①経過措置 (法附則)	4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(617)
3	①経過措置 (法附則)	短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学(旧課程)に編入学又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(627)
4	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。	(628)
5	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。	(629)
6	①経過措置 (法附則)	転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。	旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。	-
7	①経過措置 (法附則)	施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。	(631)
8	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。	(636)
9	①経過措置 (法附則)	施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(633)
10	①経過措置 (法附則)	施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は1種免許状若しくは2種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(637) (638)
11	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(634)
12	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(635)
13	①経過措置 (法附則)	平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。	○経過措置の適用がない者であれば、編入・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。	-
14	①経過措置 (法附則)	施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。	(639)

15	①経過措置 (法附則)	旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。	-
16	①経過措置 (法附則)	旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第6条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第6条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。	-
17	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。	(593)
18	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。	○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 (例) 旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開講していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開講するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合には、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合には、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。	-
19	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。	○新旧両課程の科目として必要な内容を含むのであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。	(622)
20	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。	可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。	-
21	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。	○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。	-
22	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。	○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。	-
23	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。	大学の判断により可能である。	-
24	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。	○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開講するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の提出が必要）	-
25	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。 可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。	○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。	-

26	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。	新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。	-
27	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。	○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。	-
28	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。	可能である。	-
29	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なか。	○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。	-
30	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。	「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。	-
31	③科目の履修方法	旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。	(620)
32	③科目の履修方法	修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」については、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。	(624)
33	③科目の履修方法	旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。	(624)
34	③科目の履修方法	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(618)
35	③科目の履修方法	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(619)
36	③科目の履修方法	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとおり修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。	(603)
37	③科目の履修方法	複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとみなすのか。	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。	(608)

38	③科目の履修方法	旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要があるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。	前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。	-
39	③科目の履修方法	中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれを履修させても構わないか。	○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合においては、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。	-
40	③科目の履修方法	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。	教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、学校体験活動の単位を充てることはできない。	(609)
41	③科目の履修方法	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判明した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。	(623)
42	③科目の履修方法	大きくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	現行の考えと同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。	(591)
43	③科目の履修方法	改正免許法においては、現行の免許法附則第11項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。	改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。	(586)
44	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。	○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。	(584)
45	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。	平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。	(596)
46	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。	(614)
47	④幼稚園教諭免許状関係	幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。	(615)
48	④幼稚園教諭免許状関係	従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。	改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」または「複合領域」に該当すると考えられることから、それらの区分において開設することができる。	-
49	⑤教育職員検定	改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。	○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許法認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。	(607)

50	⑤教育職員検定	平成31年4月以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。	○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。	-
51	⑤教育職員検定	・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。	差し支えない。	-
52	⑤教育職員検定	平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。	改正免許法別表3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。	-
53	⑤教育職員検定	改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。）	○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のとおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。	-
54	⑥学力に関する証明書	新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。	○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。	-
55	⑥学力に関する証明書	学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。	可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。	-
56	⑥学力に関する証明書	平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。	○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さない大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。	-
57	⑥学力に関する証明書	平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なか。	○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。	-
58	⑥学力に関する証明書	教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。	教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。	-
59	⑦その他	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。	(616)
60	⑦その他	新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒して開講しても良いか。	○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置付けられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。	-

17. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）

カテゴリ	質問事項	回答
1 教育職員検定 (別表第3～8)	平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会等で定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。	別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。
2 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「(6)イ 経過措置」の2つ目に「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則3項）」とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも運用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載一三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年度履修して免許申請するものが多く、免許法改正をまわりの受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならぬのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきます。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4/27メールにて質問済）	【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。
3 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したも又は大学に一年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に『第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』とありますが『次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』という理解でよろしいか。 〔補足〕 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受ける場合に…」という条文中、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8メールにて質問済）	御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。
4 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本果では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No.25と同様に、30年度までに実施した科目については、本果が新課程の科目に読み替えてよろしいか。	【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。
5 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たす必要がある」との回答が示されているが、平成31年3月31日までに所要資格を満たした場合についても新法適用となるのか。	【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。
6 教育職員検定 (別表第3～8)	改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えるの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えることができるが具体的な示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えるメルクマールになるものがないか。	【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。

7	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～第8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読替えにより県規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。	【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読替えについては弾力的に行っていたらきたい。
8	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条(別表第3関連)中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならないか(当該事項の修得がなければ免許状を授与できないか)。	【質問回答集No.31、52参照】
9	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則第11条(別表第3関連)第1項表備考第1号及び同規則第13条表備考(各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。)に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等)を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。	【質問回答集No.52参照】
10	教育職員検定 (別表第3～8)	必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明年度が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読替え、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。	お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。
11	教育職員検定 (別表第3～8)	平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないとけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たして、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形式で免許の申請が可能とみなすのか)	【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答集No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。
12	教育職員検定 (別表第3～8)	(教育職員免許法施行規則附則第5項関係) ・免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月1日以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の根拠もお示しできれば幸いですようお願いいたします。	平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を読み替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。
13	経過措置の適用	法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。	【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付け事務連絡「『教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集』について」(以下「質問回答集」という。)No.14参照)。 別表第3～第8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。
14	経過措置の適用	検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるのがいいか。	①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。
15	経過措置の適用	平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。	事例の場合、施行時(平成31年4月1日)に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受ける者とならない。

16	経過措置の適用	平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。（実際に大学側から照会がありました）	施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されており、卒業まで（科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで）に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。
17	経過措置の適用	平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）（以下「質問回答集」という。）において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番（12番）の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解で良いか。	お見込みのとおり。
18	経過措置の適用	質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い（旧法又は新法いずれも適用できる）とは異なり、今回は一律に新法適用ということではよろしいか。	お見込みのとおり。
19	経過措置の適用	質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続き、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）	施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。
20	経過措置の適用	施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということではよろしいか。本県の大学では、大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。	【質問回答集No.10参照】
21	経過措置の適用	1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目等履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました） 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目等履修生として継続することか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるのでしょうか？ 教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241P下段で、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよい。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。？に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである。とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？ 2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいのでしょうか？ 3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3点目は、ハンドブック244P下段後半部分、 なお、在学形態の継続の指標の間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？	1 について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.10のとおり、「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。 2 について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間をおかずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 3 について 2のとおり。
22	経過措置の適用	栄養士の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、栄養士の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑み、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、栄養教諭免許申請時に実際に栄養士の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・栄養士の免許を取得見込みであることの証明書（栄養士養成課程において発行したもの（様式任意。）若しくは栄養士免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの（「栄養士免許取得（見込）照会書」等）を想定。写しでも可。） ・栄養士の免許の申請書の写し等を提出させることが考えられる。
23	経過措置の適用	施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に栄養士の免許を授与された場合、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）の所要資格を卒業までに満たさなかったということでも新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を栄養教諭に採用できないこととなる。	【質問2参照】

24	別表第1、2、2の2	別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよいか。 例、「中学校 一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」	【質問回答集No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。
25	別表第1、2、2の2	施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。	できる。
26	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいか？	前段はお見込みのとおり。 後段については、御質問の趣旨が判然としませんが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。
27	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる」という解釈でよいか？	【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。）
28	別表第1、2、2の2	H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。 ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生配当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生配当のため平成34年度開講となるよう、平成31年度はこれらの2講座の開講がないそうです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。 そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるといふ考え方でよろしいでしょうか。また、新法という新たな科目はこれらの2科目でよいのかご教示をお願いします。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要があります。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合には追加で履修する必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。
29	別表第1、2、2の2	（教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係） 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしたらよいでしょうか。（コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。）	コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許状授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。
30	別表第1、2、2の2	単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもつてさらに単位を流用することができるというのでしょうか。（例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。） また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第一項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。	前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。
31	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。（小一種所持者が幼一種を取得する場合、備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づき教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。）	【質問30参照】
32	別表第1、2、2の2	（教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係） 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位（単位の流用）を認めない。（平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集（No.40）」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。	可能である。
33	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないのでしょうか。（中一種所持者が幼一種を取得する場合において施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分を含んで修得する必要がありますか。）	【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる（中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位は流用できない）。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。
34	別表第1、2、2の2	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の部分についてもNo.33と同様ですか。	【質問33参照】

35	その他 (平成29年改正規則)	別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。	御質問の趣旨が判然としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。
36	その他 (平成29年改正規則)	養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用(「養護一栄養」及び「栄養一養護」)する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということでしょうか。	お見込みのとおり。
37	その他 (平成29年改正規則)	質問回答集のNo.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどうでしょうか。	旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。
38	その他	小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することよろしいか。	小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。
39	その他	別表第7で、特別支援1種免許状(知肢病)所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視知の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということでしょうか。	お見込みのとおり。 平成20年11月12日付20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。
40	その他	(教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係) 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ 義務教育学校」、「ホ 中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。	お見込みのとおり。
41	その他	(教育職員免許法附則第18項関係) 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。	平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項(平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特別」という。)について、平成32年3月31日に実務経験3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態です前に仮免許状を授与する案を説明したところ。 なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定ことも園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特別についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえて、追ってお知らせすることさせていただきます。
42	その他	(教育職員免許法附則第18項関係) 文部科学省のホームページ内に、附則第18項関係(幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例)の記載(必要単位等を含む。)があります。免許法等の改正にあわせて、附則第18項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。	平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特別について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。
43	教育職員検定 (別表第3~8)	①【質問14】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年4月1日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく(平成31年3月31日までに所要資格を満たしていたとしても)、平成31年4月1日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいのか。 ②また、平成31年3月中に申請して授与が4月になった場合はどうか。	① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる(平成31年3月中の申請であれば、旧法適用となる。)
44	教育職員検定 (別表第3~8)	別表第3~8において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。	申請時点の法律で御判断いただくことになる。
45	教育職員検定 (別表第3~8)	別表第3で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定めることとされている(平成29年改正規則第14条)が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。	別表第3に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないよう、御配慮いただきたい。
46	経過措置の適用	①平成29年改正規則附則第7項は、別表第3により幼稚園教諭免許状を先進する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨(幼稚園教諭免許状取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること)に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出てくるのではないか。	① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程(旧別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第7項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第2項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
47	科目の読替え	旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。	科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更はない。また、読み替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
48	科目の読替え	旧課程の単位の旧課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる(教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない)が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。	新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。

49	科目の読替え	別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うようになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。	平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。
50	科目の読替え	過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許状取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うこともある。	一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。
51	科目の読替え ・ 学力に関する証明書	【質問12と同旨】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要か。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくて良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可としてもらえるとうかがいたい。	免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。
52	学力に関する証明書	学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。	学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。
53	学力に関する証明書	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。	学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。
54	学力に関する証明書	4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。	学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。
55	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。	学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。
56	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつと考えるのが適切か。 例えば、施行の際現在在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超過して、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため。）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるが、新法適用となってしまおうと思うが、その解釈が良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということではないか（新法適用になって有効期間の満了日が長くなるようにするが、有効期間の満了日が短くなっても旧法適用にするか。） （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。）	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑み、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。
57	その他 (幼保特例)	別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。	お尋ねの通知は、平成28年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことであると思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。
58	その他 (幼保特例)	幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。	第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。
59	その他 (幼保特例)	幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。	制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。

60	その他 (平成29年改正規則)	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第13号については、現行の施行規則にも同様の規定があるが、ハンドブック(P.566)において、社会、理科、家庭の教科についての各教科の指導法の単位については流用できないとの記載がある。英語の教科についてはいかがか。	○平成29年11月の改正による改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第13号については、条文中特定の教科の指導法に関する科目からの流用を制限しているものではないこと、また、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正により、幼稚園教諭免許取得において、小学校の教科に関する科目ではなく、領域に関する専門的事項を履修することとなったことなどから、免許授与の審査において、理科、社会、家庭、外国語も含め特定の教科の指導法に関する科目から流用していることのみをもって、免許授与のための要件を満たさないことにはならないと考えられる。 ○なお、同号を適用して、幼稚園教諭免許取得の際の保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数を小学校教諭の普通免許の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目」の単位をもってあてられる場合においては、幼稚園と小学校低学年の接続の観点から、小学校低学年の科目である、現行の教育職員免許法施行規則第2条第1項に規定する6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法を学ぶことが履修方法としてより適切であると考えられることから、学生への履修指導としては、従前のとおり、前記の6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法に関する科目をできる限り履修させた上で流用するようにすることが適切である。 ○また、本件は、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正に伴うものであることから、これらを踏まえた履修方法の案内及び免許授与の事務等の対応については、新法が適用される者から対応する必要がある。
61	科目の読替え	通信教育部の教職課程を全て取り下げた大学で、通学部の教職課程がある場合、通信教育部で修得した旧課程の単位を通学部で新課程の単位に読み替えることができるか。	単位の読替えは、「新課程を有する大学」として行うものであるため、同一の大学内に新課程を有する学部・学科等があれば、当該新課程に係る単位の読替えが可能である(学部間、通信教育部一通学部間を問わない)。
62	科目の読替え	新課程の中学校教諭一種免許状(国語)の認定を受けている大学が、旧課程の小学校教諭一種免許状の科目を読み替えることはできるか。	できない。平成30年5月18日付け質問回答集No.26のとおり、新課程の認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。
63	経過措置の適用	(科目等履修も含め) A大学とB大学に同時に在籍している学生が、中学校教諭一種免許状の課程を有するA大学には法施行日以前から在学しており、一方、小学校教諭一種免許状の課程を有するB大学には法施行後から在学し始めた場合、B大学では新課程を履修させるべきか。また、当該者が改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、A大学の中免取得のための単位をB大学の小免取得のために流用する場合はどうか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなるため、前段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修を法施行後から開始する場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ただし、後段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る履修をA大学で法施行日前から開始していると考えられるため、この場合、経過措置の適用を受けるとも解し得る。 このように、いずれとも考えられ得る場合、経過措置の適用を受けることができる者が、経過措置の適用を受けず新法の所要資格により免許状の授与申請を行うことも差し支えない。 なお、大学は、旧課程の科目を履修する学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。
64	経過措置の適用	「編入学」及び「転入学」の定義は何か。 例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか(経過措置が適用され、旧法適用となるか)。	○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。 1. 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(学校教育法第108条第7項) 2. 高等専門学校を卒業した者(学校教育法第122条) 3. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第132条) 4. 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2) これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.3のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。 ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、平成30年5月18日付け質問回答集No4.5.6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。 ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。
65	経過措置の適用	平成31年3月31日に教職課程のない大学を退学し、平成31年4月1日に教職課程のある大学に入学(転入学)した学生は、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか(経過措置が適用され、旧法適用となるか)。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。

66	経過措置の適用	平成30年4月からA大学の中学校教諭一種免許状の課程に在学している学生が、平成31年4月からB大学の小学校教諭一種免許状の課程で科目等履修を開始した。この学生が、A大学を卒業するまでに中学校教諭一種免許状の所要資格は満たしたが、小学校教諭一種免許状の所要資格は満たせず、A大学卒業後もB大学において科目等履修を継続した場合、小学校教諭一種免許状は経過措置の適用を受け旧法で取得することができるか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなる。 設例の場合、中学校教諭一種免許状については、平成28年改正法附則第5条に該当し、経過措置の適用を受ける。 小学校一種免許状については、 ①中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用しない場合、小学校教諭一種免許状取得に係る在籍及び履修を平成31年4月からB大学において開始したこととなるため、平成30年5月18日付け質問回答No.1のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ②中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用する場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修は、A大学において平成30年4月から始まっていることとなるため、施行の際現に大学に在学している者には該当するが、施行の際現に在学していたA大学を卒業するまでに小学校教諭一種免許状の所要資格を満たしていないことから、平成28年改正法附則第5条に該当せず、経過措置の適用を受けない。
67	経過措置の適用	施行の際休学していた場合も、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。
68	経過措置の適用	平成31年4月1日に飛び入学で学士課程から修士課程に入学した場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 また、施行の際現に学士課程に在学していた者が、平成31年4月1日以降に飛び入学で修士課程に入学した場合はどうか。	いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である（学校教育法第90条第2項、第102条第2項、学校教育法施行規則第151条、第152条、第153条、平成13年文部科学省告示第167号）。（文部科学省ホームページより） したがって、転入学の場合と異なり、同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、「施行の際現に大学に在学している者」に該当しない。 施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に飛び入学で大学院に入学する場合も同様である（同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、施行の際現に在学していた課程の在籍が終了するまでに所要資格を満たせない場合は、経過措置の適用を受けない。）。
69	科目の読替え	小学校の外国語の指導法を旧課程の「教科又は教職に関する科目」において開設していたが、これを新課程の外国語の指導法に読み替えることができるか。	平成29年改正規則附則第3項に規定するとおり、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読替えるのは、旧課程の「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）」のみであるため、旧課程の「教科又は教職に関する科目」の単位を、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読み替えることはできない。 旧課程の「教科又は教職に関する科目」を読み替えることができるのは、平成29年改正規則附則第4項のとおり、新課程の「大学が独自に設定する科目」にのみである。 なお、新課程が開始する平成31年4月1日以降は、小学校の外国語の指導法を、旧課程の「教科又は教職に関する科目」と新課程の「各教科の指導法に関する科目」を兼ねる科目として開設することが可能である。
70	その他	「総合演習」について、平成29年改正規則において規定がないため新課程の単位には読替えができないと思われるが、「総合演習」の単位は、改正省令の施行後は免許状取得のために使用することができないか。	平成20年11月改正教育職員免許法施行規則（以下「平成20年改正規則」という。）附則の規定は、平成29年改正規則によって無効となるものではないため、平成20年改正規則附則第2条～第4条に該当する者は、改めて「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

18. 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について

2 教教人第 23 号
令和 2 年 10 月 5 日

教職課程を置く各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長 殿
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長

文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課長
中野理美

(公印省略)

初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
今井裕一

(公印省略)

初等中等教育局教育課程課長
滝波泰

(公印省略)

「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」
(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会) の送付について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、「学校の ICT 環境整備の充実に対応した教員養成等の充実について」（令和 2 年 3 月 6 日付け元教教人第 41 号総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知）を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教員を確実に養成できるよう、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、各大学等に求められる具体的な取組について、別紙のとおり「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（以下「ICT 活用指導力の向上に関する取組」という。）が取りまとめられましたので、送付します。

各大学等におかれては、「ICT 活用指導力の向上に関する取組」を踏まえ、学生が教師の ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において作成された学校における ICT を活

用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを大学等の授業等において活用したり、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学等の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証したりするなど、更なる取組の推進をお願いいたします。なお、今後、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定としています。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、教員養成段階での取組としての「ICT 活用指導力の向上に関する取組」について御承知おきいただくとともに、教育公務員特例法第 22 条の 5 に定める教師の資質能力の指標の策定に関する協議等を行うための協議会等を通じ、大学等と積極的に連携して、教師の ICT 活用指導力の向上方策について検討の上、教師の資質能力の指標や教員研修計画に位置付け、教員研修のより一層の充実が図られるようお願いいたします。

(本件担当)

1. 大学での教員養成に関すること

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

2. 教師の ICT 活用指導力充実に関すること、情報活用能力の育成に関すること

初等中等教育局情報教育・外国語教育課
情報教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2090)

3. 各教科等の指導における ICT の活用に関すること

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
企画係

TEL 03-5253-4111 (内線 2367)

教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について

令和2年10月5日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」(令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会)においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることで、情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されることとなること、「2020年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられている。
- また、ICT環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動などが可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。特に、GIGA スクール構想の加速により、児童生徒「1人1台端末」の教育環境が実現することで、遠隔・オンライン教育を含め、ICTを活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。
- 今後、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになるため、教師がICT活用指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、教師を支援するツールとしてICTを活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICTを活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をしていく力を身に付けていくことが求められる。
- 教員養成段階においては、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に加えて、平成28年11月の教育職員免許法の改正及び平成29年11月の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の改正により、「各教科の指導法」に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成31年4月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- 教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関(以下「大学等」という。)においては、既に取り組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師のICT活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進める必要がある。

今後、教師の ICT 活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。

- なお、こうした教師の ICT 活用指導力を身に付けていく上で、その前提となる取組として、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であり、このため、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが望まれる。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できるよう環境整備に努めることも望まれる。
- また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、各大学等の取組もこうした変化に遅れることなく対応していくことが必要である。各大学等においては、学生に最新の教育環境を踏まえた教師の ICT 活用指導力を身に付けさせ、これからの学校現場をリードする人材として育成していくために、より積極的な取組が期待される。

記

1. 教師の ICT 活用指導力として必要となる資質・能力

- 教師の ICT 活用指導力について、教職課程においては「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」に含めることとする情報機器及び教材の活用として取り扱うこととなる。より具体的な内容としては、教職課程コアカリキュラムにおいて、必要となる資質・能力が到達目標として示されている。
- 「教育の方法及び技術」では次の2つの到達目標が示されている。
 - ① 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
 - ② 子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。
- 「各教科の指導法」では次のとおり、当該教科の特性に応じた情報機器の活用について、「教育の方法及び技術」で示された2つの到達目標を1つの到達目標にまとめて示されている。
 - ・当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「情報機器の操作」につ

いても教職課程の学生はその単位の修得が必要であり、さらに、大学によっては大学が独自に設定する科目等においても関連する科目が開設されている場合もある。

- このように教職課程においては、教師の ICT 活用指導力について複数の科目にわたって取り扱うこととなるものであることから、各大学等においては、学生が教師の ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、各科目の役割を明確にしながら、教育課程を編成することが求められる。
- 文部科学省においては教師の ICT 活用指導力について、教師が ICT を適切に活用して指導することや、児童生徒が ICT を適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）において、以下の A～D の大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ 4 つのチェック項目に分けて示している。
 - ・ A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
 - ・ B 授業に ICT を活用して指導する能力
 - ・ C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
 - ・ D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考にして、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考にして、各科目の到達目標や授業内容（教師の ICT 活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

○ 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）

：文部科学省では、教師の ICT 活用指導力を把握するため、毎年、本チェックリストを基に調査を実施。

「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各教科等の指導において ICT を活用する際に、単に ICT 機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、指導が充実したりするわけではない。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質や ICT を活用する利点などを十分理解した上で、ICT を活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。
- 学習指導要領及びその解説においては、各教科等の指導における情報活用能力の育成の在り方や、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、情報機器等の ICT の活用による学習活動の充実について示しているところであり、各教科等の指導に当たって、これらを踏まえることが不可欠である。
- また、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した「教育の情報化に関する手引」（文部科学省）においては、ICT を効果的に活用した学習場面として、
 - ・ 一斉指導による学び（一斉学習）
 - ・ 子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
 - ・ 子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）の3つの分類例に分け、これらをさらに細分化した10の分類例が示されている。また、同手引においては、この学習場面に沿って、小学校、中学校、高等学校の学校段階ごとの各教科等別に、ICT を活用した具体例が示されている。
- さらに、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した動画コンテンツについて、独立行政法人教職員支援機構においては、オンライン講座「学校における ICT を活用した学習場面」などの動画コンテンツをホームページに掲載して提供している。今後、文部科学省においては、各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを順次作成する予定である。
- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計やFD・SDに活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

○「教育の情報化に関する手引」

：新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会が具体的な取組を行う際に参考となるよう、文部科学省ホームページに掲載。各学校段階・教科等における ICT を活用した指導の具体例等を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

○オンライン講座「校内研修シリーズ」

：学校内で実施する校内研修で活用できるよう、講義動画などの研修教材について、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて提供（パスワード等不要）。

教師の ICT 活用指導力に関連しては、令和 2 年 9 月現在、No37「学校教育の情報化」、No76「学校における ICT を活用した学習場面」、No78「病弱教育における ICT 活用」が提供されている。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>

○そのほか、教職課程の授業等で活用が考えられる資料

・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」

：学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うに当たって参考となるよう、各教科等の指導における ICT の効果的な活用についての参考資料を文部科学省ホームページに掲載。本資料は令和 2 年 9 月時点のものであり、今後、随時更新をしていく予定。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html

・「小中高等学校における ICT を活用した学習の取組事例」（令和 2 年 5 月）

：新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業下における家庭での学習を支援するための教育委員会・学校の取組事例を文部科学省において取りまとめ、学校現場での活用に資するよう文部科学省ホームページに掲載。

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

○ 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである（小学校学習指導要領解説【総則編】）。

○ また、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICT も活用した指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。これにより、多様な学習活動の展開が期待される。

- 教職課程においては、教育職員免許法施行規則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容について「各教科の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、「教育の方法及び技術」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」に含むものとしている。
- 各大学等においては、各教科等における ICT 活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師の ICT 活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

○小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示）（抜粋）

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領も同趣旨の記載あり。

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、児童の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第 2 の 2 の (1) に示す 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。 その際、第 3 の 1

の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

○ 教育職員免許法施行規則第3条 表 備考

二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

19. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

事務連絡

令和2年7月10日

教職課程を置く

各国公私立大学担当課

各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課

教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、日頃より教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成31年4月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各大学等における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、障害のある高校生等を大学見学・体験入学に受け入れたり、教育学部で独自に障害のある学生の個別支援チームを立ち上げ教育実習に向けて支援したりする取組などが行われています。

また、本調査結果の公表と併せて、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に資するよう、各都道府県教育委員会等に対して別添の通知を発出しました。

各大学等におかれても、本調査結果を参考にしつつ、同通知の趣旨も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、都道府県教育委員会等と連携協力を図るなど、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。その際、教育実習時の支援の在り方は特に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いいたします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和2年7月10日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2020/1422489_00002.html

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課企画係

TEL 03-5253-4111 (内線 2456)

E-mail kyoikujinzai@mext.go.jp

2 教教人第 19 号
令和 2 年 7 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
柳 澤 好 治

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

(印影印刷)

障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より障害者雇用の促進に尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成 31 年 4 月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部との御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各教育委員会における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、聴覚障害のある教師の情報保障のために手話通訳者を配置したり、教職員の業務を軽減するために県立学校等に障害のある人を教務・業務補助員として配置したりする取組が行われています。

この他、パラアスリートなどの専門性等を有する障害のある人を教師や学習指導員、ICT 支援員等として任用することや、スクール・サポート・スタッフとして任用することなども考えられるところ です。

各教育委員会におかれては、本調査結果や、他県市の具体的な取組事例等も参考にしつつ、令和 3 年 3 月 31 日より前に法定雇用率がさらに 0.1%引き上げられる予定であることも見据え、特に下記の事項について予算措置も含め更なる障害者雇用の促進に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和 2 年 7 月 10 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html

本件連絡先：総合教育政策局教育人材政策課企画係
03-5253-4111 (内線 2456)

記

1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、本調査における国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項等も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、学校インターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

2. 公立学校教員採用選考試験の改善

令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）における障害のある者を対象とする選考においては、受験資格として「自力通勤可能」「介助者不要」等の要件を定めている例は皆無となるなど、各教育委員会において着実に改善が進んでいます。引き続き、一層の障害者雇用の促進の観点から、障害者雇用促進法や障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害者の採用拡大に努め、障害があることをもって不合理な差別的取扱いがなされることのないようお願いします。

3. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

4. 障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や情報通信環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、情報通信環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき地方財政措置を講じるとともに、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算において、学校内の高速大容量の通信ネットワーク等の整備支援を行っています。

各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

5. 今後の取組に向けて

文部科学省では、今後、令和3年度以降に改めて調査を行い、各教育委員会の進捗状況をフォローアップさせていただく予定です。各教育委員会におかれては、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等も踏まえ、障害のある教師等の教育関係職員が教育現場で活躍している全国の事例について収集・発信を行うため、入職後の勤務体制・職務内容等に係る工夫など、各教育委員会における合理的配慮の在り方等についての事例集を作成する予定です。ついては、改めて依頼させていただきますので、御協力くださるようお願いします。

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月から2月にかけて教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に御協力いただきました「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況（令和元年度）」に関する調査について、この度、別紙のとおり結果を取りまとめましたので、お送りいたします。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。今回の調査結果も踏まえ、大学等においては、都道府県教育委員会等と緊密に連携を図りつつ、下記に留意し、障害のある学生の教育実習の実施に当たっていただくようお願いいたします。

なお、文部科学省としても、令和3年度予算において必要な経費を計上している「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」（別添参照）の中で「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」を新たなテーマとして設け、教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにすることなどに取り組むこととしております。事業の実施にあたっては御協力いただきますようお願いいたします。

記

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意

することが必要である。

① **障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握**

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

② **教育実習受入校との教育実習実施前の調整**

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

③ **教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築**

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

④ **教育実習中の状況把握**

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ **教育実習実施後の成果と課題の把握**

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

本件担当

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111（内線：2451, 2453）

Mail : kyo-men@mext.go.jp

令和3年1月

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

文部科学省

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、

継続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

- を着実に進める。これを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実**
 - ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
 - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
 - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備**
 - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
 - ・ICTを活用した在宅就労など新たな職業に係る人材育成の強化
 - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
 - ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
 - ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 1. 全ての教師**
 - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
 - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
 - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨
- 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師**
 - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
 - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上
- 3. 特別支援学校の教師**
 - ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアプログラムの策定
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方**
 - ・指導内容の充実、障害者の社会参加促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応
- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力**
 - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
 - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
 - ・教師のICT活用スキルの向上
- 3. ICT環境の整備と校務のICT化**
 - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
 - ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）
- 4. 関係機関の連携と情報の共有**
 - ・セキユリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 1. 就学前からの連携**
 - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
- 2. 在学中の連携**
 - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
- 3. 卒業後の連携**
 - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
- 4. 医療的ケアが必要な子供への対応**
 - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
 - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応**
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要
 ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
 (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

モデルプログラムの活用方法



養成・研修の内容構成	
A 外国人児童生徒等の教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

資質・能力の4要素と課題領域	求められる具体的な力
捉える力 子どもの実態の把握 社会的背景の理解	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。
育む力 日本語・教科の力の育成 異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。 外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力 学校づくり 地域づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える／変わる力 多文化共生社会の実現 教師としての成長	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

スタディーエックス スタイル
「StuDX Style」について

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにも」「どの教科でも」「誰でも」「活かせる」1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていきます。

スタディーエックス スタイル
StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

慣れる
つながる
活用

各教科等
での活用

スタディーエックス スタイル
StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

慣れる
つながる
活用

各教科等
での活用

各教科等における
1人1台端末の活用

小学校	国語	社会	算数	理科
	生活	音楽	図画工作	家庭
	体育	外国語活動 外国語	特別の教科 道徳	総合的な 学習の時間
	特別活動			
中学校	国語	社会	数学	理科

各教科等における
1人1台端末の活用

小学校	国語	社会	算数	理科
	生活	音楽	図画工作	家庭
	体育	外国語活動 外国語	特別の教科 道徳	総合的な 学習の時間
	特別活動			
中学校	国語	社会	数学	理科

StuDX Style (慣れるつながる活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

StuDX Style (各教科等での活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>

25. 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）

—目次—

はじめに

第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

- I 子供の読書活動に関する取組の現状
 - 1 家庭・地域における取組
 - 2 学校等における取組
- II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化
 - 1 学校図書館法の改正等
 - 2 学習指導要領の改訂等
 - 3 情報通信手段の普及・多様化

第2章 基本の方針

- I 子供の読書活動に関する課題
- II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

第3章 子供の読書活動の推進体制等

- I 市町村の役割
- II 都道府県の役割
- III 国の役割

第4章 子供の読書活動の推進方策

- I 発達段階に応じた取組
- II 家庭における取組
- III 地域における取組
 - 1 図書館
 - 2 その他
- IV 学校等における取組
 - 1 幼稚園、保育所等
 - 2 小学校、中学校、高等学校等
- V 子供の読書への関心を高める取組
- VI 民間団体の活動に対する支援
 - 1 民間団体の役割
 - 2 民間団体の活動に対する支援
- VII 普及啓発活動
 - 1 普及啓発活動の推進
 - 2 優れた取組の奨励

はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

I 子供の読書活動に関する取組の現状

1 家庭・地域における取組¹

- (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成23年：3,274館、平成27年：3,331館）。
- (2) 児童室を有する図書館が増加した（平成23年：2,059館、平成27年：2,119館）。
- (3) 児童用図書の貸出冊数²が増加した（平成22年度：約1億7,956万冊、平成26年度：約1億8,773万冊）。
- (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している（平成23年：2,311館、平成27年：2,316館）。
- (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）³導入率が上昇した（平成23年：87.0%、平成27年：88.8%）。

2 学校等における取組⁴

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した（平成24年：小学校96.4%、中学校88.2%、高校40.8%、平成28年：小学校97.1%、中学校88.5%、高校42.7%）。
- (2) 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%、平成28年：小学校99.3%、中学校98.3%、高校96.1%）。なお、11学級以下の学校においては発令が増加傾向にある（平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%、平成28年：小学校28.7%、中学校33.5%、高校35.7%）。
- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%、平成28年：小学校59.2%、中学校58.2%、高校66.6%）。
- (4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の2015年調査では2012年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している（2006年調査：498点・12位／30か国、2009年調査：520点・5位／34か国、2012年調査：538点・1位／34か国、2015年調査：516点・6位／35か国）。

II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

1 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号。以下「改正法」という。）が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…（略）…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が

¹ 数値は、平成23年度「社会教育調査」（文部科学省）、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）から。なお、平成27年度から統計名称「社会教育調査」が「社会教育統計」に変更された。

² 平成20年度調査までは「児童の貸出冊数」を調査していたが、図書館のシステム化の影響により児童が借りた貸出冊数が把握できない図書館があることから、平成23年度以降の調査では「児童用図書の貸出冊数」を調査。

³ OPAC(Online Public Access Catalog)：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。

⁴ (1)から(3)の数値は、平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）から。(4)の数値は、2006年、2009年、2012年及び2015年「生徒の学習到達度調査」（OECD）から、平均得点及びOECD加盟国中の順位を記載。

取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成20年6月に図書館法(昭和25年法律第118号)が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」¹(以下「望ましい基準」という。)に対する各公立図書館の対応等については、平成27年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」²(文部科学省)を行い、平成28年3月に報告書が取りまとめられた。

2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

3 情報通信手段の普及・多様化³

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており(平成26年度:小学生17.1%、中学生41.9%、高校生90.7%、平成27年度:小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%、平成28年度:小学生27.0%、中学生51.7%、高校生94.8%、平成29年度:小学生29.9%、中学生58.1%、高校生95.9%)、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになっている。また、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化も近年の特徴である。

¹ 平成20年6月の図書館法改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、従来の「望ましい基準」が全部改正された。

² 生涯学習の視点から全国の公立図書館の実態を調査。事業の実施等に関する基本的な運営の方針の策定、適切な指標の選定・目標の設定、事業計画の策定という体系的な図書館の管理運営、点字資料・録音図書の利用や障害者サービス担当者の配置等について対応が望まれる実態が明らかになった。

³ 数値は、平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)から。

第2章 基本的方針

I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料¹を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%であった²。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であった²。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向³にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる⁴。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占

¹ 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

² 第63回「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社）

³ 平成12年度には小学生16.4%、中学生は43.0%、高校生は58.8%

⁴ 平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（文部科学省）

めている実態がある¹ことに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向がある⁴ことから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらについて、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第 9 条第 1 項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第 9 条第 2 項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

¹ 「第 2 回放課後の生活時間調査—子どもたちの 24 時間—ダイジェスト版」（2015 年ベネッセ教育総合研究所）

第3章 子供の読書活動の推進体制等

I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力¹によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%、町村70%以上とすることを目標としていた。しかし、市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は、市88.6%、町村63.6%であり²、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされている³と考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

¹ 例えば、市町村において民間団体等と連携して行われる取組として、「ブックスタート」や「家読（うちどく）」等がある。（第4章II（2）参照）

² 平成28年度「「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査」（文部科学省）

³ 市町村推進計画が未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると、未策定の理由として「人材が不足している」、「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多い。（平成28年度「「子ども読書活動推進計画」策定状況調査」（文部科学省））また、「子供の読書活動推進に関する有識者会議」においても、「市町村推進計画を策定し、これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例（読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成 34 年度に小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市 100%、町村 70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。

第4章 子供の読書活動の推進方策

I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘¹を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

II 家庭における取組

(1) 家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

(2) 家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間

¹ 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

Ⅲ 地域における取組

1 図書館

(1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

(2) 図書館における読書を支援する取組

① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成 27 年現在 3,331 館であり、昭和 38 年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は 100%、市立は 98.4%であるが、町立は 61.5%、村立は 26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である¹。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、

¹ 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

広く国民の理解を得るよう努める。

② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイント¹の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができる。平成27年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は91.2%、子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は88.8%である¹。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり²、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るものの、録音図書を所有する図書館は20.2%、点字図書等を所有する図書館は39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている²。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

¹ 貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

² 平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている¹。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

(3) 連携・協力

① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実にも努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入²等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担って

¹ 平成23年度「社会教育調査」、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

² 平成27年現在、ボランティア登録制度を有する図書館は2,316館。（「平成27年度社会教育統計」（文部科学省））

いる。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

2 その他

(1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

(2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

(3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

(4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

(5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を

得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

IV 学校等における取組

1 幼稚園、保育所等

(1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

(2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

2 小学校、中学校、高等学校等

(1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

(2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・ 全校一斉の読書活動
- ・ 推薦図書コーナーの設置
- ・ 卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・ 子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善

という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

(3) 学校図書館

① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

② 学校図書館の取組

ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料(学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。)を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新た

な「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成23年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%）¹⁾）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり²⁾、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である³⁾。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり³⁾、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である³⁾。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

(4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ

¹⁾ 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

²⁾ 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

³⁾ 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）¹）、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の

¹ 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

(5) 連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・ 図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・ 子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

VI 民間団体の活動に対する支援

1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約 9,000 のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている¹。

2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」²をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

VII 普及啓発活動

1 普及啓発活動の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

¹ 平成25年度「全国読書グループ総覧」(公益社団法人読書推進運動協議会)

² 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

(2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。

このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

(1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である（学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人）。

(2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。